

総務委員会

平成30年11月29日（木）

午後1時00分～午後5時30分

議会第1会議室

【出席委員】山下伸二委員長、宮崎 健副委員長、富永明美委員、川原田裕明委員、重松 徹委員、野中宣明委員、江頭弘美委員、千綿正明委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】久米勝也議員、御厨議員、中村議員、村岡議員、松永幹哉議員、松永憲明議員、白倉議員、平原議員、山下明子議員

【執行部出席者】

・総務部 池田総務部長、三島総務部副部長兼総務法制課長
ほか、関係職員

【案件】

・所管事務調査等について

○山下伸二委員長

それでは、ただいまから総務委員会を開会いたします。

まず、テレビカメラの撮影の申し出がっておりますけれども許可してよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、許可いたします。

まず、資料の確認をいたします。

11月26日以降に提出された資料ですが、11番の資料、これは15日、21日の桂さんの備忘録、さらには12月11日、15日の南雲室長のメモ、石橋建築事務所の下請申請書、これが所管事務調査11として提出をされております。それから、所管事務調査12の資料として、10月中旬から4月20日の企画政策課、財産活用課、秘書課の富士小学校体育館改修の件及びバルナーズに関する庁内の送信メール、この資料請求がございまして、この2点が出されております。

この資料につきましては、本日先ほど皆様にお配りいたしまして、目を通す時間がなかったと思いますし、前回の委員会でも皆様にお諮りしましたとおり、本日は、秘書課のほうは用務が既に入っております、この委員会には出席要求をしないということで確認をいただいております。したがって、この両方は秘書課の南雲室長の件が入っておりますので、ここで質疑をしてもご本人がいらっしゃいませんので、これは一旦資料として今日提出していただいて、一度持ち帰りいただいて、確認して、改めて質疑が必要であれば、その時間をとるということで整理をしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○川原田委員

委員長、ただ、今ちょっと私たち、このメモを初めて資料でもらったわけですが、この資料に関して、また元に戻るといのもちょっとどうなのかなと。確かににきょう秘書課はいないということで、ほぼそれに関連する部分だと思うんですけども、若干時間を置いて——きょうは耐震のほうに入ることは、私どもも承知をしておりますけども、10分か15分ちょっと目を通していただいて、これちょっと秘書課以外にも質問が出てくるかもわかりませんので、いかがでしょうか。

○山下伸二委員長

目を通す時間つくることについてはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

はい。ただ、秘書課以外の分だけを、きょう出席いただいている方に資料に関する質疑を行うのか、それとも全職員に出てきていただいた時点で行うのか、ここは効率性の問題もかわりがありますので一度、申し出があったように15分時間をとりますので、目を通していただいて、その上で皆様からの御意見をいただきたいと思いますので、20分まで時間をとりますので、確認をお願いいたします。

休憩をとりますので、確認をお願いします。20分に再開いたします。

◎午後1時03分～午後1時20分 休憩

○山下伸二委員長

それでは20分になりましたので、総務委員会を再開させていただきたいと思います。

今17分ほど時間をとって目を通していただきました。先ほど、本日、秘書課のほうが出席をしておりませんので、本日出された資料については、改めて確認の必要があれば確認の時間をつくるということで皆様にお諮りいたしましたけども、今、目を通していただいて、資料を出していただきましたところで、何か確認をしておきたいところがあればお伺いしたいというふうに思います。

○千綿委員

総務部長にちょっとお尋ねですが、内部調査のほうをずっと進められてきていると思うんですが、当然このメールも確認の上で調査をされて経緯の確定をされたということによろしいでしょうか。

○池田総務部長

経緯の確定については、基本的に本人の聞き取り等で確定をさせていただいておりまして、メールまでは確認しておりませんでした。

○千綿委員

ちょっと見たところ、若干の食い違いも経緯の変更があるのかなと私はこっちを見て思ったんですが、それでも前回確定した分でもいいんですね、経緯は。当然、その後で今メールが見れて、そのメールの記載の中には若干経緯と違う部分があるんですけども、それでいいんですよね、とりあえず。

○山下伸二委員長

例えば、ちょっと疑義があるというところはどのあたりですかね。

○千綿委員

例えば、畑瀬副市長が当時の御厨副市長とか、市長に連絡したところとか前後逆になっているところもありますよね。ということです、要は。そういうところも含めて、ぱっと私の目についたところはそこなんですけど、まだちょっと熟読して、実際、経緯と私はまだ照らし合わせていないんですけど、そういったところが逆になっているところが見受けられるんです。だから、説明と違うところがありますよということを確認しているだけです。

○山下伸二委員長

これ私、見せていただいたんですけども、外部から来たメールを引用してカーボンコピーとかで、ブラインドコピーとかで添付をして送っているところがあるので、流れ通りにメールが行ってないところがありまして、ちょっと少し見てみると、後ろにあるやつが先に外部から来た可能性もありますので、ちょっと短い時間でしたので、こういうふうを読むのではなかなか前後の関係が見えないかなというのと、やはり、実際に受信をして、それからいろいろなところにその受信したメールを引用して打ち合わせのためにメールをまた発信をされてますので、やっぱり発信した方がいつ受けて、どういうふう引用して発信したというのは、本人に確認をしないと、なかなか時系列を追っていくのは、これだけではなかなか難しいのかなと思いますけど。

○千綿委員

最初に言ったように、要するに経緯を確定する前にこのメールまで含めて検討した上での経緯なのかっていうことが、まず第1点の確認です。

○山下信二委員長

それはしていないということです。メールは確認をしていないということです。本人からの聞き取りだけということです。

○野中宣明委員

これは本当に千綿委員が言われたように、私たちがいただいている資料の時系列と狂ってくるんですよ、今、いただいたメールを比較するとですね。私もちょっと照らし合わせたら、そうなった場合、これはどうなりますか。確定させていますよね、そちらは。私達が熟読してまたこれをやってもいいんですけど、事実が変わってきたらどうなりますか。

○池田総務部長

すいません、先ほど申し上げたように本人と聞き取りの上、それからメール以外の公文書とか残っている文書の中で、経緯のほうを確定させてきておりますので、ちょっとメールのほうまでは確認をしておりませんでした。きょう資料としてお出しいたしますので、この後の調査の中で、また確認させていただければと思っておりますけれども。

○山下伸二委員長

これまで経緯を、前回の委員会のおきに出していただいた体育館の改修の経緯、11月21日再修正版、これで執行部のほうからは聞き取り、事実確認して、出た分間違いはないということで、前回、委員会のおきで要求がありまして、メールのやりとりについて、本日出させていただいております。

きょう出たばかりで、目を通していただいたんですけれども、この事実関係の確認とどういうふうにごがあるのか、ちょっと私もすぐに確認できませんし、それを確認するためにはメールを送った多くの発信が南雲室長になっておりますので、これは御本人がいらっしゃらなければ、なかなか事実関係はこの場ではわからないかなと思いますので、この本日出された資料については改めて次回以降、いずれかの時点で皆さんに調査をしていただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

わかりました。そうしましたら資料につきましては、お目通しをいただきまして、これまで出されました経緯との違い等があれば、それはまた改めて調査させていただきたいというふうに思います。

次に、前回の委員会の中で、秀島市長が定例会開会前の記者会見におきまして、第三者委員会の検討等についての発言がなされたということで、その真意を確認してほしいということと、市としてどのような調査を行っているのか確認してほしいということで池田部長のほうをお願いをしておりましたので、部長のほうから報告をいただきたいというふうに思います。

○池田総務部長

前回、月曜日のときには、副市長を通じてという形で私、申し上げておりましたけれども、その後市長と確認したところですが、同じように、そういう選択肢もあるということ、まだ考えの段階であるということ、新聞等にも載りましたけれども、そういう機会を与えていただければということでの発言で、総務委員会の調査権を侵すような意図での発言ではないということでした。

それから、庁内での問題点等の審議という点でございますけれども、問題点の抽出、再発防止策につきましては、総務委員会の決算審査終了後から調査を進めてまいりまして、経緯のてんまつ等の調査を進めてまいりましたけれども、その後、所管事務調査が立ち上がりまして、所管事務調査の中で出てきた問題点、不適切な事務処理等の中でも、問題点が出てきておりますので、引き続き、今後も並行して取り組んでいきたいと考えております。その分も市長と確認をしております。

○山下伸二委員長

今、口頭で報告を受けましたけれども、これについて皆さん。

○千綿委員

部長、私、前回言ったときに、執行部は執行部側で、自分たちで調査してある程度の方向

性なり何なり、原因が何であったか、それに対処方法、その後処分はとかいうことになると思うんですが、総務委員会が所管事務調査をしているからそれに応じた部分というのは別だと思っただけですね。私たちは聞きたいことは当然聞いていきますし、それと別に執行部は執行部としてちゃんとした調査をやらないと、その対応策とか練れないわけでしょう。だから、総務委員会の所管事務調査があつてからというのは理由にならないんですよ。そうじゃなくて、やっぱり独自の執行部だけの調査をやって、そして、その何が原因だったのか、そして、その対応策をどうするのかっていうのを議論して——ずっと私はやっているものだと思っただけですよ。それがとまっていたことに、私はものすごくびっくりしてはいるんですが。

総務委員会の所管事務調査は、当然、別に司法の場でも何でもないので、ただ調査したことを報告する部分に淡々といくしかないんですよ。執行部は執行部として、そのこの本来の何が原因だったのかっていう部分と、その対応策というのは、自分たちでやっぱりやらないといけないうわけでしょう。別に、総務委員会の所管事務調査がそういったことをするわけでもないわけでありますから、それを執行部の責任として、そこはちゃんとやるべきだと思っただけですよ、言われるまでもなく。

だから、前回の答弁は、総務委員会の所管事務調査があつていましたから、それに誠意をもって答えることだと——そういうことじゃないんですよ。執行部は執行部としてやられてないことは、そういうことなんですよ。そうじゃないんですか。

○池田総務部長

申し上げましたとおり、総務委員会の決算審査の後から調査を進めておりまして、前回の発言で、すみません、とまっているような発言をいたしました。確かに、決算審査直後のような進捗はできておりませんが、問題点の抽出等は行っております。決して、この所管事務調査のほうに全部丸投げっていう意味ではございませんので、今後も問題点の抽出は進めていきたいと思っております。

○千綿委員

だったら、22日の議案送付のときの会見で、市長がそれはわかりませんかという言葉が出ることで自分がおかしいじゃないですか。執行部としてちゃんとその調査をやっていけば、マスコミの質問に対してもちゃんと答えられるはずですよ。それはわかりませんか、知りませんかという話が出てくることで自分が、市長がまだ把握をされてないということではないんですか。

○池田総務部長

調査、それと問題点の抽出を行っておりますけれども、途中経過を早い段階で市長には一度経過報告しておりましたが、その後、具体的な報告をしていなかったというところでございます。

○山下伸二委員長

報告はしていただいているんですけども、実際に委員会でのどのような調査があつたという

ことを、客観的にぜひ伝えていただきたいんですね、市長のほうには。ここの委員会でのやりとりの空気感というものが、市長にきっちり伝わらないと、ただの文言だけでは、どのような思いで総務委員会で委員の皆さんが発言されているのか、執行部の皆さんも答弁をされてるのかというのは、空気感がしっかりと市長に伝わるように、ここはぜひお願いしたいと思います。私自身も、先日の記者会見を聞いていまして、確かに文言自体は、どういう調査が行われていて、どういうふうになってるといふ文言自体は伝わっているのではないかというふうに思いますけども、空気間といいますか、どのような雰囲気で行っているのか、ここもぜひ市長のほうには伝えていただきたいというふうに思います。

また委員の皆様からも、そういった市長と執行部とのやり取りにつきまして、意見等があるときには、出席していただいている総務部長から市長のほうには逐一報告をするように申し入れをしていきたいというふうに思いますので、この前、委員会で口頭でお願いした分についての池田部長からの答弁についてはこれでよろしいでしょうか。

○野中宣明委員長

今の委員長の言葉の中での関連として、ちょっとお聞きしたいんですけれども、済みません、もう1回聞きますけど、市長にはどなたが御報告されているんですか。きちっと、この委員会の――さっき空気感ということをお委員長おっしゃられたんですけど、その空気感とかも含めてどなたがされていますか、市長に。

○池田総務部長

私と副部長、それから財産活用課の3人、基本はそれで、時と場合によっては企画政策課長が入ったりとかというふうな形で報告をしております。

○野中宣明委員長

それは市長お一人に対してですか。どういった場なんですか、それは。誰がいるんですか、ほかに。

○池田総務部長

市長と両副市長に対してでございます。

○野中宣明委員長

なぜ両副市長がいらっしゃるんですか。今、議論になっているでしょう。そこで、やっぱりいろんな客観性とかが欠けていくんじゃないですか、違いますか。

○池田総務部長

あくまでも所管事務調査のあったことを三役に報告するということでの場でございます。

○山下伸二委員長

ちなみに、一昨日、月曜日に委員会がございましたけども、その報告はどなたとどなたがどなたにされていますでしょうか。

○池田総務部長

市長が当日出張でいなかったものですから、翌日火曜日に、そのときは朝、私と副部長と

で報告をしました。

○山下伸二委員長

どなたに。市長だけにですか。

○池田総務部長

三役に。

○山下伸二委員長

三役——市長と両副市長ですね。

ちなみに、それを報告されたときに、市長なり両副市長から、この前の委員会を踏まえた報告を受けて、何か発言がございましたでしょうか。

○池田総務部長

特になくて、誠実に、正確なところを出すようにという、いつものせりふだったんですけども。

○山下伸二委員長

ちょっと、もうこの辺で調査に入っていくかといけないんですけども、私が言った空気感というのは、例えばこの前の月曜の執行部の職員の皆さんに大変つらい思いをさせています。これは、私どもも非常につらかったんですけども、そういう、やっぱり職員の皆さん一人一人も本当につらい思いをしながら個別に発言をさせられているとか、そういうこともぜひ伝えていただきたいんですね。そういうのを空気感というふうに言っています。

ただこういう説明があって、こうしてこうしてじゃなくてですね。私たちとしても非常につらい思いでやっていますので、その辺の空気感ぜひ適切に伝えていただきたい。

それから、副市長が入られるのはどうかというのは私もちょっとまだ判断できませんけども、しっかりと公平に物事を見ながら進めていけるように今後ともきっちりと市長のほうには報告をしていただきたいというふうに思います。これは委員長としてお願いしておきます。

それでは、本日、調査予定でございました耐震に関する説明に移りたいと思いますけれども、一番最初の委員会のころに293ページの資料が出ております。サイドブックスの中には、所管事務調査の中の平成30年11月2日に提出をされた資料、これが耐震に係る起案等の一連の文書でございます。この中身について、まだ説明を受けておりませんので、この中身を概略について説明をいただきたいと思うんですけども、説明の仕方については、11月21日の再修正版の体育館改修に係る経緯がございます。この経緯の中に耐震にかかわる見積もりだったり、設計だったり、起案だったりの項目がありますので、その項目ごとに参考資料として290ページに及ぶ資料を示しながら説明を受けたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

(「はい。」と呼ぶ者あり)

それでは基本の資料といたしましては、11月21日の修正版の改修工事にかかわる経緯のまとめ、これに関して耐震に係る項目を示し、さらにはこちらの参考資料を示しながら説明い

ただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

それでは耐震の関係について御説明差し上げたいと思います。経緯書の3ページをごらんいただいてよろしいでしょうか。

中ほど、12月21日木曜日、打ち合わせ場所、企画政策課内という項目がございます。この中で、旧富士小学校跡地の打ち合わせに合わせて旧富士小学校体育館の耐震についてアドバイスを受けております。このときが、佐賀市が企画政策課の桂、財産財産活用課、大野、建築住宅課、渡邊、石橋建築事務所、今村。一番下の米印があると思います。石橋建築事務所へ旧富士小体育館の耐震補強設計等の参考見積もりをこのときに大野が今村氏のほうに依頼しております。その会議の中で、旧富士小学校跡地の利用については企画政策課内で整備が作成中ということが、もうそれは以前からわかってはいましたけれども、それがわかって、耐震診断結果、平成19年の教育総務課が実施した判定結果があるということも、その会議の中で情報を得ています。基本設計の中で耐震の部分については、株式会社石橋建築事務所が担当しているとの情報も、この打ち合わせの中で情報として企画のほうからいただいております。関係施設の耐震診断は統一した基準で実施したほうが良いということもこのときに考えております。

これを受けまして、5ページの下から2つ目の1月30日、火曜日ですけれども、耐震補強設計実施起案、これが先ほど御紹介ありました11月2日に二百何ページで出しています、この分の書類、起案になります。このときに石橋建築事務所のほうから参考見積書が提出されております。そのときの金額がこの起案の中についております302万4,000円、この参考見積書をいただきました。

○山下伸二委員長

ちょっと待ってくださいね。依頼をされた参考見積書がもう一つの資料の7ページということ。経緯と並べて見ることになりますけれども、そういう説明の仕方をしていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

7ページのほうになります。この見積書を受けて耐震業務の委託及び見積徴収業者の選定等の起案に入っております。

すいません、この中のほうまで1件1件説明したほうがよろしいでしょうか。そのままの流れで1回、後ろまで行ったほうがよろしいでしょうか。

○山下伸二委員長

いや、流れに沿って一つ一つ説明をお願いします。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

このときの起案の中に、5ページに戻りますけれども、随意契約理由書、これを付けさせていただいております。

○山下伸二委員長

これは5ページは経緯のほうではなくて、資料のほうですね。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

耐震の資料のほうになります。

○山下伸二委員長

経緯と耐震資料という言い方をしましょうかね。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

耐震の資料のほうの5ページになります。

この起案は1月30日につくっておきまして、その前に1月5日付けで旧富士小学校の体育館の緊急改良工事の方針決裁をいただいております、工事のほうの決裁はいただいたところなんですけれども、将来、旧富士小学校の跡地については、企画政策課でスポーツ合宿等云々という話が進んでおりましたので、老朽化している施設は耐震補強工事を含めた設備設計が行われており、その耐震診断を担当している業者が株式会社石橋建築事務所、ここが先ほど説明しました打ち合わせの中で、企画政策課のほうから情報を得ましたので、こちらが請け負っており、今後、旧富士町学校の跡地関係の施設の耐震診断を統一した判断基準に従って調査分析を行ったほうがよいと考えて、契約の相手が特定されるため、地方自治法施行令167条の2の第1項第2号により随意契約ということでさせていただきます。

その次のページ、6ページに見積もり選定業者理由書をつけておりますけれども、同じ理由、同じ内容となって株式会社石橋建築事務所のほうに見積もりを依頼するというので、起案を上げて承認をいただいております。

続きまして経緯書のほうですけれども、その下の行の1月31日、予算流用起案、このときは資料が耐震資料の9ページの起案の文書がこの欄に該当いたします。この資料の中の15ページをごらんください。このときに見積書、287万7,120円という見積書をいただいております。1月30日に参考見積書をいただいたときに、石橋建築事務所のほうにまた依頼しまして、本当にこの耐震の委託業務をするとすると、実際の見積もりをもう1回お願いしたいということで、参考見積もりではなくて実施予定の見積もりということで依頼しました。

31日に実施の分ということで、287万120円の見積書をいただきまして、この金額で予算を確保したいということで、予算流用の起案を行ったところでございます。経緯書の6ページの一番上になるんですけれども、1月31日、業者へ見積もりということで、このときに右の欄のほうに財産活用課、野田、大野から石橋建築事務所、今村氏に口頭にて業務の実施を依頼と。これが事前発注ということで御指摘があつている分になります。この理由は、一番最初に申しました12月21日の打ち合わせのときに、参考見積書を依頼しているんですけれども、そのときに今村氏のほうに、もし、実際、この業務を本当にするとすると、どのくらいの期間で成果というか、うちのほうが欲しい要領図というのがあるんですけれども、それができますかというお尋ねをしたところ、ある程度石橋建築事務所のほうでは情報をそのと

きもう持たれているということだったので、実質の依頼があれば、10日から2週間ぐらいで要領図というか、それは上げられるだろうという情報は、そのときにいただいております。

その情報がありまして、経緯書の4ページのほうをごらんいただきたいと思うんですけれども、一番下の1月15日、旧富士小学校体育館改修工事予算執行伺、このときに、右の欄を見ていただくと、開札予定が2月5日、契約の予定日が2月13日ということで、工事の日程が、この時点である程度のスケジュール感が見えておりました。逆算するとという表現は本当に悪い表現だと思うんですけれども、1月31日の時点で、この金額、一応少し下がってはきまして、2月13日の工事の着工ぐらいに耐震の要領図については、どうしても工事が先行する中では、耐震工事のほうが前のほうに來ますので、その情報が欲しいということで、1月31日にその287万7,120円の見積書をいただいて、一旦うちのほうで受領した後、課内会議で課長、私、大野3人で協議をしまして、ここで発注しないと間に合わないということで、口頭にて業務の実施をすることを決めまして、今村氏のほうに連絡をして、実施を依頼したということになります。大変申しわけございませんでした。

耐震の資料、厚いやつなんですけれども、19ページをごらんください。業務委託については、経緯書の6ページ中程にあります2月12日、業者から見積もりがあって、開札で税抜で266万4,000円、税込みで287万7,120円。2月13日付けで、その2段下のところで契約をさせてもらって、耐震調査、診断補強計画、管理、この分について業務の委託契約を結んでおります。履行期間が2月13日から3月26日までということで、ここで契約を結ばせていただいております。

資料のほうの41ページをごらんください。契約に基づきまして、13日付けで支出負担行為を上げさせていただきます。

続きまして経緯書のほうで7ページ、下から3行目の3月26日をごらんください。委託業務の検査ということで、耐震、検査者がその当時の財産活用課長、鶴課長でした。こちらの資料のほうの57ページ、支出命令書ということで、61ページのほうに3月23日の日付で、26日に検査の依頼が石橋建築事務所から財産活用課にあっております。60ページで検査結果報告書ということで検査をしたということの実績はあります。

この件で経緯書の9ページの一番最後をごらんください。9ページの1番下、10月31日になります。石橋建築事務所から成果品、耐震の提出が2部提出されたということで、成果物がこの時点で最終的に出されているということで、ここまで提出にかかっていたということになります。ここの説明では検査を26日にしているということになっておりまして、このときは——今こちらの資料の65ページをごらんください。65ページから最終ページのほうまで——この資料については10月31日に石橋建築事務所から納品された成果物のコピーをつけさせていただきます。

3月26日なんですけれども、石橋建築事務所のほうからこの報告書ではなく、中に手書き等による計算とかでまだ整理ができていない報告書の提出があって、その分で検査をさせて

いただいております。その中には手書きとワードとかで清書をされてない計算書とか、いろいろ診断のコンピューターを回されている、この結果報告にも付いている資料もあったんですけども、そのほかに今出している成果物の部分には、ちゃんとワープロという表現はあれなんですけど、それで清書されている分は、例えば、125ページをごらんください。125ページのこの図が私どもが耐震補強工事に入る前に一番欲しかった要領図でございます。その後ろに、126ページから128ページ、この分の計算式等を手書き等で記されたものを26日にお持ちになって、その内容で検査をしております。そのときに成果物が2部出されていなかったのので、検査員が指導して、後で時間がかかって提出されたという次第で御報告しております。

耐震の流れと、補足、この資料についての説明は簡単ですけども以上です。

○山下伸二委員長

今、耐震工事について見積もりの依頼から発注、工事の検査、それから成果物の提出に至るまで説明を受けましたけれども、この一連の流れについてまず皆様から御質疑をお受けしたいと思っておりますけれども、確認したいことがありましたら挙手をお願いいたします。

○重松委員

見積もりに関して、時系列でちょっと聞きたいと思っておりますけれども、まず12月21日に耐震診断の随意契約を結ぶ前に、財産活用課の担当の方が石橋建築事務所の今村氏に口頭で診断業務の着手を依頼しておりますね。もう既に随意契約をしているこの1者、石橋建築事務所に予定価格を決める際の参考見積もりの作成も依頼するとか、これはちょっと前代未聞じゃないかと思うんですよね。随契の1者だけというのは、今回の場合、地方自治法の随意契約の逐条解説からいけば、完全に違反なんですよね。これは後ほどまた質問しますけれども。

ここまで耐震設計の金額が知りたかったというのは、先ほど説明を聞きましたけど、成果物の中の要領図、これが欲しかったということですけども、何でそんなに欲しかったんですかね。菰田建設かなんかにやるためにですか。ちょっとそこら辺をちょっと詳しく。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

その図が欲しかったのは、どこにどういう部材をどういうふうな施工ですするというのがわかる図面になっております。菰田建設が一番欲しい、うちのほうが一番してほしい耐震業務になりますので、部材を1回発注したら返品がきかないということで。その分であと試験とかもずっとしていきますので、部材試験とかです。耐震の分は一番最初に天井付近の方杖をします。床も傷んでおりましたので、床の研磨とかもしないといけないんですが、どうしても足場を組んで、上のほうの天井付近をしますので、一番最初の辺に入ってくる工事になります。全体の床をきれいにした後にまた足場を組んだりとかするとまた床が傷つきますので、工事自体をするときに、全体的には一番最初の辺に持ってくる工事ということで、急いだということになります。

○千綿委員

野田副課長にお尋ねしますが、随意契約理由書なんです、地方自治法に合致していると思っ
て書かれているんですかね。

○山下伸二委員長

1月30日の分ですかね。

○千綿委員

はい、5ページ。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

契約の相手が特定されるということが該当すると私は考えて、167条の2の1項2号のほう
を書かせていただいたと。

○千綿委員

だから、7項目ありますよね。その7項目の中のどれに合致すると思われたんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

施行令の7項目ということですか……

性質または目的が競争に適しないものというところに該当すると。

○千綿委員

本来、地方自治法では随意契約する場合には見積書を2者以上となっているんじゃないで
すかね。まず、そこからちょっと。3者か——要するに1者じゃだめでしょう、地方自治法上。
いや、だからそこをちょっと認識されてたのかどうかです。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

見積徴収につきましては、参考ではないんですけども、通常の随意契約とかをする場合
は、佐賀市の財務規則で2者以上から徴収しなさいと。ただし、特別な理由が列挙されてお
りまして、それに該当する場合は1者でいいというのが佐賀市の財務規則の中にございます。

○千綿委員

その財務規則の特別な理由とは何なんですか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

契約の目的または性質によりその相手方が特定される時、あるいは、予定価格が5万円
を超えないとき、あと、その他特別の事情がある場合っていうふうなものが財務規則上は列
記されております。

○千綿委員

いやだから、そこが理由書の中に、ここでなければならない理由が私はないと思うんです
ね。というのは、私、県の職員の方にちょっとこれ見せたのですが、その方いわく地方自治
法にやっぱり違反しているなっていうのは感想として言われました。というのは、そこでな
ければならない絶対の理由になっていない。起案のこの理由書がですね。別に石橋建築事務
所じゃなければいけない理由というのはなっていないでしょう、実際問題として。そうじゃ
ないんですか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

この分につきましては、私も、最終決裁権者ではないのですが、途中承認ということで、私のほうもさせていただいております。その際に、この随意契約の理由書を見まして、皆様のお手元の5ページのほうに随意契約の理由書がついているかと思えます。その下の段、「将来、旧富士小学校跡地については」というところで始まる文章なんですが、その3行目あたりから、「その耐震診断を担当している業者が株式会社石橋建築事務所となっており、今後、富士小学校跡地関係施設の耐震診断は、統一した判断基準に従って、調査・分析を行ったほうが良いと考えられ」ということがございましたので、議員おっしゃるように、そこしかできないということではないとは思いますが、そことやったほうが、より効率的にやれると。なので、ここの2号に私は該当するというので、その当時承認したものと思っております。

○千綿委員

これの承認された方全員そうなんですか。地方自治法に違反してないということで全員承認されているということですかね。確認です。

○山下伸二委員長

承認をした方で、1ページのほうに承認者、決裁者は当時の部長ですので、いらっしゃる方それぞれ挙手をして、この随意契約書については、地方自治法に違反をしてないという判断をされて、承認をされたということなのかどうかについて御発言をいただいてよろしいでしょうか。

○鶴環境部副理事

地方自治法に合致していると考えて承認いたしました。

○財産活用課施設営繕係長

私も合致すると思って承認をしています。

○山下伸二委員長

鶴さんと大野さんだけかな、今日来られているのは。承認者は。

○千綿委員

はっきり言って県の職員さんから笑われました、私が見せたときに。佐賀市ではこういうことで通るんですねということですね。正直そう言われました。もうその後は言いませんけど。

あとそしたら、財務規則の中で金額が決まっていますよね。130万円以内じゃないんですか、確認です。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

工事におきましては、130万円、自治法の施行令と財務規則を合わせて130万円を超えなければ、多分あれは1号だったと思えますけれども、それに該当するというので、随意契約は可能でございます。それ以外の項目がまた、例えば今回上がってるような2号とか、いろいろございますので、それぞれに該当すれば、今度は、金額の部分っていうのは条件として

かかってこないということになります。

○野中宣明委員

今言われた、耐震診断をされているということでございますけど、石橋建築事務所が担当されてるということで契約理由に書いてあるんですが、起案書の中にも診断から約10年の経過ということで、この診断からという平成19年の耐震診断を以前されているということなんですけれども、以前こういう診断結果があったということであれば、これはもうどこの設計業者でもできるということなんです。だから石橋建築事務所じゃなければだめだったということの理由が非常に低くなるということなんですけれども、この辺はどう説明されますか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

先ほどの経緯表の中で、12月21日の経緯表がございました。3ページのほうにございますけれども、そちらのほうで実際に石橋建築事務所のほうが担当されているというふうな情報があったということで聞きましたので、それであれば、当然、校舎の本体とか、そういった全体のをやられているのであろうと。そして、そこがやるというのについては、おかしくはないのではないかとこのように思ったところでございます。

○野中宣明委員

それは、そちらの都合だと思います。要は、耐震診断を過去にされていて、それを見ればこれはどこの設計業者もできる。しかも、見積もりも2者以上ということの規定されている中でいけば、これは当然指名競争入札とか競争を働かせないといけない案件だと思うんですね。特に耐震についてはですね。だから、非常に随契理由というのは乏しくなってくるっていうのは間違いないと思うんです。そういうことから、こういう過去に耐震診断をされた実績があるということで、ほかの業者たちの入札といったものを、少し防いだような形になるんですけども、これは間違いないんですか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

ほかの業者の方の入札参加を防いでいたということでしょうか。申しわけございません、ちょっと。

○野中宣明委員

いわゆる随契で1者っていう形で、もう最初から決めて話をされている形になってますよね。だから、過去そういう耐震診断をされたっていう実績があって、診断書があるわけですから、これをもとにすれば今回の石橋建築事務所以外の業者の方も、これは当然、設計の業務に加わる可能性といったものがあつたんです、環境が。ということは、この点だけでもこれは——そう考えて間違ってますかね。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

私がこの当時の情報といたしましては、石橋建築事務所が既にこういった富士小の関係の部分をやられているというふうなことをお聞きしたと思っております。それに基づいて、こ

の理由に該当するというふうに判断いたしました。それがもし決まっていなかったとかっていうことになれば、それはちょっとその当時の判断がまた違ってきてたかもわかりません。

○野中宣明委員

ということは今回、基本構想の中で、既に夏からJVを公募され、プロポーザルで落札された方々の既に仕事をされていた石橋建築事務所がいたから随契になったってということなんですよ、今ずっとお話されてるのは。そういう解釈なんですよ。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

はい、私の理解の中では既にされているというような理解でございました。

○千綿委員

すいません、そもそも論を言います。設計も再委託というのは禁止ですよ。確認です。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

契約約款等ございますので、その中で再委託とかということに関しましては、当然、承認を得る必要があるということで書いてあったかと思っております。

○千綿委員

きょう資料をいただきました。一部再委託承認申請書、これ、ことしの5月1日なんですよ。説明では、企画政策課の先日の答弁では1月の初旬ぐらいに何か再委託というか、下請の承認申請書が出ていますと言われてはいますけど、5月1日ですよ、これ。再委託は禁止であって、これがまだ出ていない段階で、市役所は石橋建築事務所が再委託をされているという認識の中でされているわけですよ。でも5月1日にしか出ていないじゃないですか。それ以前は、本来はそこに言えないんじゃないですか。要するに、オープン・エーの設計を下請していただくのが石橋建築事務所ですよっていうのが5月1日に出ているんですよ、これ資料として。それをあなた方は1月の時点で、いやいや下請けの協力社だから相談しましたと言われてはいますけど、これが出ないとできないんじゃないんですか。ちょっと、答弁お願いします。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

私自身がこの起案の決裁をする際にそこまでの確認はしていなかったというのは、これは事実でございます。ただ、そのあたりのそれを確認せずにやっとなら、私がもうされているというふうに思ってしまったということについては申しわけなかったと思っております。

○千綿委員

すいませんもう謝らないで結構です。謝って済む問題じゃないんですよ。だからね、何でチェックが効かないんですか、起案書の。地方自治法に合致しているかどうか随意契約の欄を満たしているかどうか、そういうチェックする機能ってないんですか。この条文が書いてあるからてっきりそれはクリアしているものだろうという形で決裁したような言い方じゃないですか。だって、そこをチェックする部分が文章の中でも必要じゃないんですか、当然。それは、起案者は思い込みでするかもしれんけど、本来であれば再委託の申請書を添付するとかいうのは通常チェックできなければおかしいじゃないですか。でしょう。そうしないとも

うなあなあで進んでいたということになるんですよ。そう思われませんか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

結果としてもうそうだったとしか言えません。私のチェックが不十分だったということだと思います。

○山下伸二委員長

ちょっと待ってくださいね。

要は出てきた文書がそのまま流れていたということですから、なぜそうなっていたのかをちょっとここでどこまで追求できるかどうかわかりませんが、今言われているのはそこですよね。結果として、中身はもう見たけども、関係書類だとかそういったものをチェックすることなく、書いたものがすべて正しいだろうという判断でチェックをしてしまったと、承認をしてしまったということですね。

○千綿委員

起案者の野田副課長にちょっとお尋ねします。当然設計の再委託は禁止だとわかっておられますよね。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

すみません。このときは書いているとおり、企画政策課のほうからこちらの耐震の業務については石橋建築事務所のほうが請け負ってされているという情報が根本的な基点になって起案に記載しているということになります。

○千綿委員

すみません。大野さんにちょっと聞きます。大野さんどちらかという専門家でしょうか。当然こういう下請の申請書が出てきて初めて当然協力者なんですよというのでわかるんですけども、起案の時点では出ていないですよ。そのときに、例えば、企画政策課のほうは、経験がなかったからという答弁だったんですよ、この間。大野さんのところは専門の部署じゃないですか。当然そういうのが出てないと確認できないわけでしょう。どうなんですか。それを添付しなかったという部分がありますよね、当然。課内で要するに副課長が起案されて、そのときに指摘をやっぱりするべき立場じゃないかなと思うんですが。

○財産活用課施設営繕係長

すみません。その部分については私の確認不足です。

○千綿委員

桂さん、すみませんこの間の答弁で1月の、明けてから早い時期にという話ではなかったですかね。違うんですか。

○地域政策課主査

恐らく私、発言をしたときには年度明けという話をさせていただいたと思うんですけど、恐らく年明けというふう聞こえてしまったのかなと思った次第でございます。

○千綿委員

年度明けと言うのであれば、5月は年度明けてますよね。当然そうなるというのはわかりました。チェックがなんで効かないのかがわからないんですよ。誰もチェックする人がいない。そのまま、通常業務もそうやってやっているんですか。

先ほどの決裁のほうも成果品がないにもかかわらず出納室で支出をされているわけでしょう。謝られましたけども、謝って済むような問題じゃないと思います。何でチェックがきいていないのかというのが、私よくわからないんですよ、何で条文をチェックする人がいなくて、下請の申請書もなく、あるもんだと思っていたとか、企画政策課は経験がないからそこは知りませんでしたと言うし、誰がチェックするんですか、これ。総務部長にお尋ねなんですけど、こういうずさんなチェック体制で今までずっとやられているんですか。

○池田総務部長

この問題については下請のほうを、財産活用課のほうで仕事をするに当たって企画政策課のほうに問い合わせた結果、石橋建築事務所がしていると。口頭で言われたことを信じたところでの問題だと思います。すべてがこういった事務ではないと思っております。

○千綿委員

すべてがそうじゃない——今回だけが特別なんですか。今回だけ特別な理由があるんですか。ちょっとすいません、答弁をお願いします。

○池田総務部長

すいません、特に理由はありません。

○千綿委員

ほかのやつはすべて正常にやっています。今回これだけが不祥事と言ったらおかしいですけど、チェックが効いていませんって、そういうのが理由になると思いますか。だって、これを見せられたときに、ほかの業務もこうやってやっているとしたら思えないじゃないですか。今からそうしたら、随意契約を全部出さないといけないようになりますよ。そういうことって、普通……信頼関係がもうないんですよ、正直。

何でなんですか。何でチェックが効いていないんですか。一番最初に言ったじゃないですか。執行部側としても何でという原因究明は幾つかやってると言われたじゃないですか。今までずっと総務部長は謝られてるんですよ、総務委員会の所管事務調査で。済みませんでしたと謝られて、済みませんでは済まないんですけど、済みませんと謝られてから委員会がずっと始まっているんですよ。ここまでもそうじゃないですか。チェックが効いていないじゃないですか。執行部側としては、ある程度の理由を把握していないとおかしいでしょう。何でなんですか。

○池田総務部長

すいません。やっぱり担当者を初め決裁者についても認識不足の面が多々あった結果だと思います。

○山下伸二委員長

通常どうやられているかを参考に聞くのはいいんですけども、それを調査しだすと所管事務調査でなくなりますので、今回の経緯について、そこをちょっとメインに絞っていただくと助かります。申しわけないんですけども。

○江頭委員

今やりとりを聞いていて、今回、この件だけがきちっとした手続を踏んでいないというふうに私たちは理解していいんですね。今までの随意契約に関するものはきちっとされているけど、この件だけたまたまなのか、この件だけがこういう一連のまづい流れがあったということで、私たちは確認していいんですね。そういう調査ですので。ほかのところは今まではきちっと全部できているんだけど、なぜだかこの件だけがこういう不手際をやったということで理解してよろしいんですね。その1点だけ確認させてください。

○池田総務部長

申しわけありません。ほかの部分も自信もってっていうところはあれなんですけれども、この件については、不手際な点が多々あったということでございます。

○江頭委員

ほかのことまでこういうことをやっていたら、それこそ今千綿議員が言うように大変な問題になるんですけど、たまたまこの件だけがこういう非常にまづい流れでやったということですよ。再度確認です。

○池田総務部長

はい、ほかの面でも、今まで多々あったと思いますけれども、全体的にこの件が急いでいたということもありまして、認識不足とか、いろんな失態が重なったということで思っております。

○江頭委員

そもそも急いでくださいということをおなたたちに指示したのは、当時の畑瀬部長ですよ。そういう認識でよろしいですね。

○池田総務部長

はい、期限を切ってといいますか、急いでという指示については、当時の総務部長からの指示でございます。

○川原田委員

今の委員とのやり取りをずっと聞いていますと、私のうがった見方かも知れませんが、随契もへったくれもなく、決まっていたんじゃないの、これ。そうとられても仕方ないと思いますよ、今のやりとりを聞いています。耐震に関しては、もう石橋建築事務所ありきで進めていたんじゃないのと言われても仕方ないような執行部の皆さんの答弁なんだけど、違うの。違うだろうね。そうですとは言われないうね。でも、そんな感じにとられちゃいますよ。違いますか。随契もへったくれもないんじゃないの。そんな感じにとれます。

○樋渡財産活用課長

野田からとか、いろいろ話を聞いている中では、やはり石橋建築事務所ありきじゃなくて、やはり校舎全体の計画を企画調整部のほうで進めている、そこに全体の設計の合同の3社の元請けの下に耐震という形だけで入られていたと、それがたまたま3社の1つのところと非常に以前も付き合いがあったの話で、耐震だけをお願いをされていたという状況にあったという。だからたまたま石橋建築事務所だったということでもあります。

○川原田委員

たまたま石橋建築事務所じゃないでしょう。どう考えても納得いかないんですよ。いや、たまたま石橋建築事務所と言われるかもわかりませんが、こっちが聞いている中では石橋建築事務所だったら都合がいいとか、そういうことがあるんじゃないかという疑いをかけざるを得ないような答弁じゃないですか。違いますかね。

執行部の皆さん、きちっと答弁されていると思いますか。私は、それは合点いかないし、これはどう見てもちょっとおかしいなと思いますけどね。違いますかね。違うと言われれば違うかもわかりませんが、その点についてほかの委員は信用されるかどうかわかりませんが、私は信用できない。そんな中で議論が進みますかね、この所管事務調査。

もうちょっときちっと本当に正直に、誠実に出すところは出していただかないと、今のはやりじゃありませんけれども、膿を出すところは出していかないと。たまたまとか、そのなので議会は納得しろと言っても、私非常に難しいと思いますけどね。いかがでしょうか、もうこれ以上言いませんが。部長どうですか、本当に執行部の皆さんの誠実さはありますか。

○池田総務部長

繰り返しになりますけれども、石橋建築事務所が旧富士小学校の全体の利活用の部分で耐震の部分を担当していたということ、以前から担当していたということを財産活用課のほうで情報を得まして、体育館のほうもそしたら校舎と同じ考えでもって、既に校舎の耐震のほうで仕事に入られていたので、ほかの業者に頼むよりもスピード等もそれから耐震に対する考え方も同じような考え方で進められるということで、1者随契でということを決裁をとったというところでございます。

○山下伸二委員長

石橋建築事務所に頼んだほうが、かなりの事務処理がはしょれると、工事の期間がないので間に合うと。工事に間に合わせるためには、いろいろなところに見積もりを出したりするよりもそのほうが早く済むと思ったということですよ、今の発言は。

○池田総務部長

スピードの部分と、ほかの校舎と同じ考えでもって耐震の業務ができるということでございます。

○川原田委員

冒頭からそういうふうな説明じゃなかったでしょう。何だかんだ後付け後付けできて。だから、そういうふうな答弁であるから、担当のほうにある程度上からプレッシャーかかって、

石橋建築事務所を使えと、石橋建築事務所で行けと、そういうふうな指示が出ているんじゃないかというふうな疑いを持たれるような発言じゃないですか。私、まだ納得いかないですよ。どう考えてもこれおかしいなと思いますけど。答弁は要りませんが、私は今そういうふうに思っています。

○千綿委員

そしたら、1者しか見積もり取られていませんよね。この金額の妥当性はどうか担保するんですか。例えば2者だったら大体わかりますよね、この金額が妥当なのかどうかというのがわかります。参考見積もりを出させて、もう1回出させたときはもうちょっと安くなった、その金額の妥当性はどうか担保するんですか。ちょっと教えていただければと思います。

1者しか見積もり取らなくて、この金額が妥当な金額なのかというのをどうやって担保するんですかと聞いているんです。

○樋渡財産活用課長

通常、私が前いた建築住宅課のほうですけれども、そちらのほうではこういった耐震診断とか、耐震にかかわる調査とか、そういった部分については基準があります。県の基準であるとか、あるいは国の基準とか、4つほどあるんですけれども、佐賀市の建築住宅課のほうでは県の基準を採用しているというところで、それで委託料等は算定できます。

だから、本来であれば予定価格とかはそういったところで取るべきだったろうと思いますけれども、そこを職員が連絡・調整等できなくて知らなかったがために、そこは担保できていないものになっているかと思います。

○千綿委員

もしかして、今まで言われた企画政策課のほうから石橋建築事務所がオープン・エーの本体基本設計をとられているから、そこが業務をやられているというのであれば、逆に安くなる可能性があるじゃないですか。でしょう。本体工事をやっているわけじゃないですか。体育館も若干一部やられているかもしれない、業務がかぶる部分が出てくるかもしれないですね。だから、言っているのは、その金額の妥当性、課長、いくら県の価格がありますと言われても、そんなら逆に石橋建築事務所にこの分安くなりますよねと、基本設計で再委託されているわけでしょう。そうであれば、その分は逆に減って、2つ見積もりをとったときに石橋建築事務所がかなり安くなっているという部分が必要じゃないですか、今までの説明だと。

だから、そこを担保するためには絶対2者の見積もりは必要じゃないですか、そこに決めた理由として。だから、その金額の妥当性をあなた方は証明できないわけでしょう、今。であれば、さっきから言っている本体設計のオープン・エーから再委託を受けてあります石橋建築事務所という……。そうであるならば、ダブりのところが当然出てくるはずでしょう。そうすると石橋建築事務所のほうが安いということが出るわけですから、ほかの設計事務所に口頭でもいいですから参考見積もりをくれとか言えばいいじゃないですか。何で取らないのかがおかしいと言っているんですよ。金額の妥当性を担保するには2者取って、石橋建築

事務所がこれだけ安かったですということをやっているならば、何も要らないでしょう。違いますか。

○樋渡財産活用課長

確かに2者から取っていただければ担保はできたと思います。

○千綿委員

だから、結局僕が起案書を見ていて、最終の決裁者っていうのが今の畑瀬副市長になっていますよね。起案書の最終決裁者が全責任を負うんですよね。そういう理解をしていいですよ、部長。

○池田総務部長

はい、この起案についての最終決裁者がなります。

○野中宣明委員

すいません、確認です。

先ほど課長がおっしゃられていた耐震だけを基本構想の仕事の中で石橋建築事務所がされていたという情報を聞いたということですが、これは誰からの情報ですか、まず。

○樋渡財産活用課長

それは企画政策課のほうからです。

○野中宣明委員

企画政策課のどなたですか。

○樋渡財産活用課長

桂さんからです。

○野中宣明委員

下請申請書はないでしょう、5月に出てきているから。どうやってわかったんですか。どうやって確認したんですか、桂さんから言われたとしても。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

企画政策課のほうで平成19年の耐震の学校教育課がしていたデータを、石橋建築事務所にお渡しして、もうそれを持たれているという情報とかが21日の段階で入りましたので、そういう関係にあられるということで考えて、こういう起案になっております。

○山下伸二委員長

確認はしていないんですね。そしたら認識をしたということですね、それは。認識はしても確認はできていないということですね、それは。

○野中宣明委員

今言われたように認識だけじゃないですか。だって書類もないでしょう。石橋建築事務所が本当にそれをやられてるかどうかっていうのは、何か出せますか。きちっとした確認できる書類。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

申しわけございません。財産活用課では提出はできない、持っておりません。

○野中宣明委員

これは大事な話なんで、もう認識ばかりで話が進んでいるので、きちっとやっぱり書類がないと、その事実っていうのが、石橋建築事務所が本当に耐震の仕事をやられていた、下請の中でというのがない。さっきから、校舎の耐震をやられているから体育館もと言われるんですけども、もうめちゃくちゃなんですよ、この論法は。だって別の工事でしょう、これ。企画政策課で基本構想の仕事をやってるのは、それはそれなんです。でも、今回はまた別の工事なんです。それとこれを結びつけるっていうのは、これはものすごく強引じゃないんですか、おかしいんじゃないですか、別工事として。

だから、きちっと本当に石橋建築事務所が下請の中で耐震の仕事、業務をやられたかどうかっていうのを証明できるものを出していただかないと、私たち委員会は、ここは先に進めないと思いますけど。何か出せますか、それ。

○山下伸二委員長

石橋建築事務所が富士小学校の校舎なり、校舎と体育館の耐震診断を、平成19年でしたか、教育委員会の所管のときにしたという以降したんですかね。それ以降、企画調整部が基本構想を進めていく中で、どういうふうに石橋建築事務所が実際にそういったことをしていたのかっていうこと、そういった書類が財産活用課にはないということですね。企画調整部のほうにはありましたか、当時。何か確認はありましたか、文書自体は。

○武富企画政策課長

前回もお答えいたしましたように、その部分については書類としては残っておりませんでした。あくまでも口頭での確認ということで進めておりましたので、その点書類については申しわけございません、ありませんでした。

○野中宣明委員

認められません、もうそれだと。認められないです。口頭でしょう。口頭の情報入手したんでしょう。その口頭情報をこの財産活用課に渡したんでしょう。これ認められないです。認められません。

○武富企画政策課長

はい、認められないというふうに、お叱りはごもっともだと思います。

私どもとしては、プロポーザルの現地説明会の折にもJVと一緒にお見えになられたというような事実、それからJVのほうから石橋建築事務所のほうに、まずは耐震のほうで話をしているのでというような報告があったという部分を受けて、石橋建築事務所のほうと話を始めたという部分ですので、今おっしゃられました、書類による確認というのを怠っていたのは事実でございます。

○山下伸二委員長

認められるか認めないかは後ほど委員会として、委員会として提言をまとめる中で、業務

のあり方はどうだったのかについては、提言をしていきますので、野中委員の発言としては今ここでメモをさせていただきますので。

○江頭委員

そもそも、富士小の校舎並びに体育館の耐震、これは要するにオープン・エーが受注しているわけですよね。それでその協力会社が石橋建築事務所だと。さっき野中委員も言われるように、体育館だけ切り離すということは別工事ですよね。別工事であれば、要するにオープン・エーに対しても佐賀市としては切り離すということはつきり言わなくちゃだめですよね。オープン・エーが受注したものを切り離すんですから、その辺の手続きはとられていますか。

○武富企画政策課長

J V側に対しましては、1月15日に体育館の予算執行伺いが出ております。その決裁が終わったことを受けて、体育館については今回の委託契約のほうから外す旨の連絡をして、それから石橋建築事務所のほうには連絡がっております。

○江頭委員

それはオープン・エーのほうから石橋建築事務所のほうに連絡——それは、佐賀市は何らその部分にはかかわり合っていないということですかね。

○武富企画政策課長

すみません、説明が不足しておりました。

私どものほうからJ V3者、オープン・エーを含むイーダブリュエム、オープン・エー、アールプロジェクト共同体のほうに体育館のほうは先行改修を行うので、今回の部分からは外す旨をJ Vに行いまして、そのJ Vのほうから石橋建築事務所のほうに体育館を外す旨の連絡がっているかと思えます。

○江頭委員

そういうときは当然、もう完全に引き離すということは書類で交わさなくちゃだめですよね、当然のごとく。そういう書類はありますか。出してもらえますか、資料として。

○地域政策課主査

1月15日付けでの業務打ち合わせ簿のほうがございますので、提出することはできます。まだ提出はしてありませんが、1月15日付けで工事打ち合わせ簿の取り交わしをしております、J Vと、オープン・エーのほうとですね。

○山下伸二委員長

それは書類があるんですかね。すぐ出せますか。すぐ出せるなら休憩を取りましょうか。休憩を取って出していただけますでしょうか。

(「はい。」と呼ぶ者あり)

○野中宣明委員

そうすると契約変更の書類等もあるんですか。

○地域政策課主査

その時点での契約変更はしておりませんで、最終的には契約変更という手続はとっておりません。ほかにちょっと追加された作業等があったものですから、作業の量としてちょっと相殺をさせていただいたという手続はとらせていただいています。

○野中宣明委員

いや、それがないと動けないでしょう。動かせないでしょう。契約変更の書類をきちっとしとかなないと。相殺とかいう言葉はあり得ないと思いますけど。

○山下伸二委員長

いや、だから、書類があるんでしょう。書類を出していただかないとわからないですよ。

書類そのものがあるのであれば、15分ぐらいでコピーできますか。傍聴もいらっしゃいますけれども、とりあえず委員の皆さんの準備ができれば開始したいと思いますので15分休憩をとって15時に委員会を再開したいと思います。一旦休憩します。

◎午後2時43分～午後3時00分 休憩

○山下伸二委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

資料請求をしていましたけれども、済みません、取りに行く場所が大財別館ということを私が認識しておりませんで、もう少し時間がかかるようでございます。もう間もなく来ますけれども、ちょっとこれ、とりえず資料請求の分は置いて、これまでの耐震の設計工事の委託等について調査を行ってきましたけれども、引き続き、その点について皆さんからの御質疑をお受けしたいというふうに思います。

○富永委員

耐震の資料のほうを見させていただいてるんですけども、そういった中で130ページにユニオンシステム株式会社っていう会社名が出てくるんですけど、これは石橋建築事務所との関係性っていうのはどんな関係になるのかお尋ねします。

○樋渡財産活用課長

これは、プログラムの会社として、国が認めているプログラムを作成してる会社の一つです。

(発言する者あり)

下請ということではなくて、おのおの設計事務所が導入されているプログラムになりますので、案件ごとに契約とかいうことじゃないです。

○山下伸二委員長

要するに、石橋建設事務所が使った耐震のシステムをつくった会社っていうのですか。

○樋渡財産活用課長

石橋建築事務所が導入している構造計算プログラムということです。

○富永委員

その中で、先ほど石橋建築事務所との契約が2月13日というふうにおっしゃったんですけども、このユニオンシステムの書いている日付が、2018年2月5日っていうふうになってるんですけど、先ほどの説明からすると、何か整合性がとれないのかなと思いますけど、そこはどのようなふうに……

○財産活用課副課長兼財産活用係長

契約は2月13日に結ばせていただいているんですけども、1月31日に口頭で発注をいたしておりますので、この日付に関しても、石橋建築事務所を確認をとったところ、この診断の入力等を始めた日ということで確認がとれています。中に入ると右肩の上に3月16日、180316というのがあると思うんですけども……

○山下伸二委員長

ページ数はわかりますか。下のほうのページ数。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

136ページ。この日まで、ずっと数値をいろいろ変えながら、結局、耐震の構造部材とかも見て設計して、目で確認した後にもう1回これで大丈夫かっていうのを、最終的に16日までプログラムを何回か回されて、最終アウトプットの日が3月16日と聞いております。ですので、初めの2月5日は、このシステムへの入力開始日ということで、石橋建築事務所からは確認をとりました。以上です。

○重松委員

三島副部長にちょっと確認したいんですけども、今回のこの耐震の随契、妥当であったというような答弁でしたけれども、そもそも、随意契約の理由書の中に地方自治法の167条の2、第1項第2号の逐条解説を見ると、やはりこれはあくまでも緊急の必要により競争入札に付することができないとき、これ本体工事もかかってくるんですけども、本体イコール耐震ですからね。その中でこの逐条解説に詳しく書いてあるのが堤防の崩壊とか、道路陥没等の災害に伴う応急工事ですよ。それと電気機械設備等の災害に伴う応急工事、それと健康被害の発生等が懸念されるアスベスト工事、こういった大きな公共事業に伴う工事だけがこの随契の対象になるわけですよ、逐条解説では。

だから、本体工事自体がもう全然、この随契をした理由がないでしょう、これ。どこが当てはまりますか。これ付随してきますから、耐震に。そこら辺から、根本的なことから、ちょっと三島副部長にお伺いします。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

今、耐震設計のほうのお話をしているかと私思いましたので……

(発言する者あり)

本体工事につきましても、当時、起案内容を読みまして緊急の必要性があるということで認識をして、本体工事のほうを私は承認したと思っております。

今お話が出ております、こちらの耐震設計のございますけれども、こちらのほうは、ま

た該当する号が違いまして、委員がおっしゃる緊急の必要性っていうのは、第5号だったと私、記憶をしております。こちらの今出ております耐震設計のほうは第2号で、性質または目的が競争入札に適しないというもので、それぞれ理由としては、工事とこの設計については違うものだというふうに認識いたしております。

○重松委員長

要するに、耐震の随契は統一した判断基準に従ってということが、一つの理由になっていきますけれども、どこが統一しているかなと思うんですよね。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

こちらの随意契約の理由書にも書いてございますように、本体、あるいは体育館のほうの設計を一体的にやると、そこがいいのではないかというふうな理由を書いてあるかと思えます。そこで、私としては、この当時は第2号に該当するなという判断をしたということでお話をさせていただいております。

○重松委員長

佐賀市の財務規則でも、あくまでも、2者以上、随契するときは、ということになってますし、2者以上から見積もりを取ると。それと予定価格が5万円を超えないとき、それから特別の事情があるときに、これを抱き合わせでしていつているでしょう。何の特別の事情ですか、これは。先ほど千綿委員も言われましたけども、そもそも、これを随契にすること自体おかしいでしょう。今、先に進んでいますけれども。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

私は先ほどの答弁の中で、佐賀市の財務規則の中で随意契約の場合は見積書の徴収を2者以上からしなければならぬと。ただし、例外の規定がございますと。それが、1つ目としては、契約の相手方が特定される時。2つ目といたしまして、5万円というふうな金額を申し上げたかと思えます。3番目に、特別の事情があるときと。財務規則上そういうふうに規定してございまして、3号に該当したといたことではなくて、1号の相手方が特定されるときに当たると。こちらの理由書のほうにも該当条項が書いてございますようにそれに該当すると。私としてはその当時判断をしたということでございます。

○重松委員長

相手方が特定される時というのは、ちょっと違うんじゃないですか。例えば、特殊な技術とか、器具、またはその設備等、ここしかできないと。市内とか県内にはここ1社しかないというとき、または特別な技術でここしか扱ってない、このほかにそういった設計事務所はないということであれば、これ当てはまると思うんですけども、どこでも扱っているじゃないですか、耐震なんかは、建築設計は。どこに整合性があるんですか、これは。特殊な技術ですよ。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

この分につきましても、第1項第2号というのが、そこにしかできないというのも理由とし

であろうかと思えます。そこに頼んだほうが支障がないとか、そういったのも、ここの部分に該当すると、私のほうでは理解をしておったところでございます。

○重松委員長

支障がないって何ですか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

例えば、何かをやるときに……工事をします。そのときに別の業者が入るよりは、一緒にやったほうが、より効率的に効果的に仕事が一体的に進められるもの、そういったものだと私は理解をしております。

○重松委員長

そうじゃないでしょう。とにかく急ぐと、それでも外部に漏らすな、急ぐ。それは、この方法しかない、そういった形じゃないですか。理由になってないもん、全然。言っていることが。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

当時、私はこれに該当するというので承認をしたということでございます。

○重松委員長

当時——じゃあ、今はどういう気持ちですか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

今も変わっておりません。私は、これに該当していると思っております。

○千綿委員

すみません、渡邊課長にちょっとお尋ねをしたいんですが、口頭発注という言葉が出てきました。地方自治体が発注するときに口頭発注というのがあり得るんですか。通常の一般の契約の中でちょっとお尋ねしたいんですが。

○渡邊建築住宅課長

口頭発注は私、今まで経験した中ではございません。

○千綿委員

それと確認です。15ページとか、あと23ページ、27ページ、手書でやっているところがあるんですよ。

○山下伸二委員長

すみません、まずページを1つにしてもらっていいですか。

(発言する者あり)

耐震資料の15ページですね。

○千綿委員

次の23ページとかも日付が手書きなんですけども、これというのも通常あり得ることなんでしょうか。

○山下伸二委員長

どなたに質問ですか。

○千綿委員

わかる方。

○山下伸二委員長

こういう起案書をつける側にあたって、見積書の日付が手書きということはありますか。こういった工事を起案した方はわかるんじゃないですか、経験として。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

持って来られるときに空白で持ってこられたときに書いていただくとか、空白で出されるという場合も実はございます。

○千綿委員

それから27ページの予定価格書ってありますよね。入札比較価格と予定価格がこれも手書きなんですね。これというのものもあり得るということなんですかね。

○樋渡財産活用課長

通常は、このところは手書きでいつもやっておりました。

○千綿委員

1月30日と1月31日に耐震設計の価格が変更になっていますよね。多分2人の技師さんたちが減ったというような認識だと思うんですが、1日でこう変わるもんなんですか。耐震の診断の、要するに300万円超えていたやつが288万円になったっていうように減額されておりますけれども、その理由がもし説明できるようだったら、済みませんが教えてください。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

ちゃんとした説明にはならないかと思えますけれども、一番最初に300万円超えている見積書もらったあと、それは参考見積もりだと私は思っております、実施見積もりでもう1回出せますかという感じで御依頼しましたので、それで落ちてきたという感じで考えております。

○千綿委員

すいません、感想を言わせていただくと、「少し負けてくれんね」、「はい、いいですよ、負けます」というような感覚にしかとれないんですけど、実際は。

ちゃんとした理由があって、例えば2人技師が要らなくなるように努力しますということがあって金額が減ったというような説明がないと、参考で出したやつがあって、もうちょっとどうにかならないですかという話になって、1月31日の見積もりなのかなという気がするんですが、そしたらもう1回言ったらもう1回安くなるような感じがしなくもないんですけども、そういうことでの理解でいいんですか。どうなんですか、1日で変わっていますよね。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

その分については実施という感じで表現はしましたけども、イメージ的には私自身はやはり落とせないかというのは意識的にはありましたので、そういう意識で向こうに依頼した。

それで、向こうは人数的な部分を下げてきて、落として見積もりを提出されたということで認識しております。

○宮崎副委員長

済みません、この一部再委託承認申請書ですけれども、これだいたいどこが受けるものですか。企画調整部が受けるんですか。

○百崎地域振興部副部長兼地域政策課長

地域政策課でございます。ことし4月から企画政策課のほうから地域政策課のほうに富士小学校跡地の所管が変わっております。そういうことで5月1日の時点での受付でございますので、地域政策課のほうで受け付けております。

○宮崎副委員長

そしたら、この一部再任承認申請書というのは——渡邊さんにお聞きしたいんですけど、民間におられたとき、こういうのを出してと役所から何か指導があるんですか、それともこのJ Vの方たちが自主的に大体出されるんですか。

○渡邊建築住宅課長

もともと契約をする際に、契約約款の中に特殊なものについて一部再委託をする際は承認を受けてくださいねというのが明記されておまして、そこで施主というか、佐賀市のほうから提出してくださいとかということをお求められて提出いたします。

○宮崎副委員長

そしたら5月1日に一部再委託申請書出ていますけど、これは行政側からこの3者J Vに出してくださいという指導をされているんですか。

○山下伸二委員長

本件について、どういう経緯でこれが出されたか。

答弁できますか。

○地域政策課主査

流れとしましては、石橋建築事務所のほうに設計のほうをお任せすると、契約をするということを伺いましたので、私のほうからそれを出してもらえませんかということでは申し上げました。

○山下伸二委員長

どこに出してくださいというふうに。

○地域政策課主査

J Vのほうにですね。

○宮崎副委員長

それは年度明けて5月ということですけど、企画政策課はJ Vのほうから聞いて、設計には石橋建築事務所が入っているのというのも前もって知っていたと。今さっき、何か口頭で聞いていたとか、しかも財産活用課はそれをうのみにして、こういう事態になったという

ことですよ。もっと早く出させなければいけなかったらと普通なら思うんですが、なぜですか。

○武富企画政策課長

おっしゃいますように、その業務内容についてこういった一部採択承認申請書のほうを提出していただくべきだったとっております。今の5ページの下に再委託業務として耐震診断及び補強設計、それから電気機械基本実施設計というふうに書いてございます。

実際にはその民民の間でどれだけ石橋建築事務所にお問い合わせされるかという部分の調整はあったかと思えます。その中で間違いなくその耐震の部分ということがございましたので、その分だけでも先にとるべきだったというふうに思っております。

○宮崎副委員長

結局、さっき話が出ていたように大体慣習的には行政側が指導して、行政側はこれを出してくださいというふうに指導をしなければいけなかったんでしょう。それを怠ってあるわけですよ。

○武富企画政策課長

前回から申し上げております耐震診断の部分について、石橋建築事務所のほうが受け負うということを知っておりました。ただ、全体的にどれだけという部分が固まって、まだ民民のほうでどこまでどういう金額でお願いするというのができておりませんでした。繰り返しますが耐震診断の分だけでも早目にとるべきだったと思っております。

○宮崎副委員長

固まっていなくて、もう口頭で業務命令をしたというところも不可解ですし、先ほどの桂さんのメモで12月21日のときに耐震680万、つかみ工事400万、診断250万かな、というメモがあるんですよ。あらかじめ金額がわかってたんじゃないのかな、そのときというふうな疑念があります。

もう一つお聞きしたいんですが、この10月1日から、これ5月1日に出ていますので4月31日の間に再委託をされていますよね。この間の業務は何らかの違法の状態ですよ、きちんとした手続をとっておらず、そういうことをされておるわけですよ。そこら辺どうなんですか。違法な状態なんですか。不適切な状態なんですか。

○武富企画政策課長

4月30日までに民間同士でこういった業務をされ、その金額の授受があったかということは申しわけございません、私のほうが把握をしておりませんが、少なくともこの5月1日以降、ここに書いてある業務について民民で契約をすることになったためにこの承認申請が出たということでございます。

ですので、4月30日までにどれだけ業務をされたのか、それは民民の間のこういった打ち合わせをされたのかということについては申しわけございません、把握していないというところでございます。

○宮崎副委員長

いや、民民と言われますが、この間に市役所から石橋建築事務所に真っすぐ設計委託の業務を発注されているでしょう。それで、動かれているでしょう、2月とか。違いましたっけ。さっきの耐震診断でもそうですよね。

○武富企画政策課長

その部分につきましては、ここの承認申請書にあります富士小学校跡地施設設計業務委託の中から外した部分になっておりますので、この契約の中で動かれたということで。先ほど、この後資料があるかと思えますけども、1月15日の時点で外しておりますので、その部分はこの契約に基づく契約ではない別契約ということでの動きになったというふうに認識しております。

○千綿委員

済みません、桂さん、こちらの再委託承認申請書を出してくださいとJVに言われたのはいつなんですか。

○地域政策課主査

済みません、ちょっと記憶にございません。

○山下伸二委員長

こういう重要な書類なんで大体口頭でお願いしても、1週間して出て来なかったらどうなっていますかぐらいの問い合わせはしますよね。恐らく1カ月前とか半月前とか1週間前とか二、三日前とか、それぐらいのイメージ的なものはないですか。それも記憶はないですか。

○地域政策課主査

すいません、ここではっきり述べさせていただくほどの記憶がございません。

○野中宣明委員

古賀部長にお聞きしたいんですけども、今一連の流れで企画政策課、企画調整部ということで、基本構想の中で先に石橋建築事務所がかかわっていらっしゃったからということで、今回体育館のほうに業務が移り変わってきてるんですけども、こういった一連の流れの中で、まだちょっと資料を手元にいただいてないんですけども、校舎と体育館が施設全体として最初このJVの業務としてされている中で体育館だけ外すという形になった、ここは誰がお決めになられたんですか。誰と誰が庁内で話をされて、決断というのは企画調整部長として決められたんですか。

○古賀地域振興部長

その話については、恐らく12月21日ですか、たまたま富士小跡地の全体の構想を企画政策課の桂と建築住宅課の渡邊、それと石橋建築事務所で話をしていた時に、財産活用課の大野が来て、その中で話が決まっていたというふうに私は認識しております。

それと、先ほどの補足ですけれども、富士小跡地の全体の計画に石橋建築事務所が携わられた経緯というのは、プロポーザルで公募するときの条件としまして、まず佐賀市内に本社

もしくは支社、本店、支店を置いているところが出資率が50%を超えること、それと設計と耐震に関しては、佐賀市の業者が参画することとしておりました。それはなぜかと言いますと、合宿事業とか基本構想の全体構想の部分というのはなかなか佐賀市内の業者だけでは難しいだろうということで、あとできるとしたら設計関係だろうということで、なるべく地元発注を促進したかったので、そういう条件をつけておりました。それで、その中で、JV、オープン・エーとかは過去に石橋建築事務所と仕事をされたという経験があると聞いていたので話をされて、そして、一緒にやろうということになったんだと思います。

ただ、なかなか業務分担が決まらないというのは聞いていました。設計のどの部分まで石橋建築事務所をお願いするかと。耐震は恐らく最初からやってもらうと、公募の提案書の中にも耐震の方法とか提案が入っていましたので、話はされていたと思いますけれども、他のどこの設計までを石橋建築事務所に頼むかというのがなかなかまだ折り合いがつかないというのを聞いていましたので、この一部再委託承認申請書というのがこの時点になったし、これをもとに再委託業務の契約をされたのがこれ以降なので、その時期にずれ込んだというふうに思っております。

○野中宣明委員

だから12月21日に、この間の資料でいきますと、真ん中のこの11時から12時の会議なんです。企画政策課桂さん、財産活用課大野さん、建築住宅課渡邊さん、それと石橋建築事務所の今村氏、4名がいらっしやった中での話し合いの中だと認識しました、今のお答えをいただきます。ここで決断されたんですか。体育館だけ本体工事から抜いて、本体というか企画調整部がされている仕事の中から体育館だけを除いて、抜き出してやろうという決断をされたんですか、ここに参加されている方々は。

○古賀地域振興部長

先ほど申しましたのは、ここからそういう話がスタートしたと私は認識しております。それで最終的にどこで決まったのかというのは、私もはっきり認識していませんけれども、後の報告で石橋建築事務所がやることになったっていうのは聞きました。その時点は、ちょっと……。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

最終決断は決裁の承認をいただいてからということになります。基本的に承認は総務部長でいただいております。方向性ですね。1月31日の予算流用起案の分になりますので、補足の資料の大きな300ページぐらいの、この分の9ページの、この起案で最終的に承認をいただいたという感じで考えております。

○野中宣明委員

もう端的に聞きますけど、もともと企画調整部が富士小学校跡地のことをやっていた、仕事をやっている中で、それは校舎も体育館も含んだ全体施設の中でやっていたんですけれども、そこにJVの中で設計をオープン・エーがされてたと。それでオープン・エーの下請と

して石橋建築事務所が入っていた。これは口頭で情報は、佐賀市もそこを入手できたということがまず今までの流れの中なんですね。だから、結局体育館を校舎から外す、体育館は別の工事をやるって決めたのは、これは最終決断は畑瀬前総務部長ということですかね、今言われた言葉は。そういう意味でいいんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

この経緯書で23ページ、12月21日の上から2段目の行の畑瀬総務部長から財産活用課へ必要最小限で使えるようにという指示がっております。指示はここなんですけれども、決定については起案で決定という感じで考えております。やるという分。段取りはここから、21日から始まってしておりますけれども、最終的な決断については決裁をいただいて、承認をいただいたと思って、そこから予算の動かしとかは、本格的に動かしをしたという感じになります。

○野中宣明委員

いや、だから、12月の21日にこれだけ集まって、業者まで入った状態の中で、これは体育館耐震工事、行けるということで、校舎と体育館がもともとこれ一体型じゃないですか、企画政策課がやっている仕事はですよ。そこから体育館だけ抜き出した状態になっているじゃないですか、今回は。この改修は。だからこの集まった方々の中で、誰かが、これはもう外そうというふうに決めたのは誰なんですかって言うことです。誰が決定したんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

この12月21日の時点では指示はあっておりますけれども、調査をなさいという感じになりますので、一応この経緯をずっと見ていただくと、25日、次のページ、4ページの一番上になりますけれども、現場確認で私と大野、菰田建設と福井木材が現場に入っておりますけれども、ここで研磨でできるとかいう確認がこの時点でできておまして、こういう工事が必要、こういう工事が必要ということをやっと集めておまして、その2段下の1月5日に方針決裁をいただいたこのときに、切り離してやるというふうな感じで私は承認をいただいたと思って、本格的にまた動き出したと思っております。

○野中宣明委員

そうすると、もう企画調整部、企画政策課側では、工事の設計、ある程度の業務の予算というのが確定しているじゃないですか。だから、そこから体育館だけを取り除くとなると設計変更が要るし、また契約もきちっと業者としないといけないじゃないですか。そこら辺の手続がどうなっていたのかって言うことをさっき休憩前に聞いたら、その書類は後から交わしたって言うようなことだったと思うんですね。通常ちょっとこれあり得ない、異例の話が今あっているんですけれども、その手続は勝手にやられたということでもいいんですか、財産活用課が。企画政策課と何かそこら辺の打ち合わせはどうされたんですか。

○山下伸二委員長

先ほど休憩前に、企画政策課の中で体育館の部分を別事業に発注するその打ち合わせ簿の

資料請求があっけいまして、ちょうど今そこのところに入っていつていますので、今、資料がお手元に来てはいますけれども、配布させてはいただいてよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは配付をお願いします。

(資料を配付)

今資料が皆さんのお手元に行ったと思はいますので、この中身について御説明をお願いしたいと思はいます。どうはいう位置づけの資料で、どうはいう中身なのか、概要の説明をお願いしたいと思はいます。

○地域政策課主査

こちら、右肩のほうに所管事務調査13番と書いてある資料でござはいますて、富士小学校跡地の施設の設計業務をJVのほうに発注させてはいただいておはいます。こちらの業務に関して取り交わしをさせてはいただいた業務の打ち合わせ簿でござはいます。

1ページ目のほうは右肩にありはます2018年1月15日に市のほうから、発注者のほうから指示という形でお出しさせてはいただきました。体育館部分の設計について別事業にて実施するため、当該部分に係る設計を委託業務のほうから除外しはますという指示を出しておはいます。

次のページのほうにござはいますのが2018年9月7日になりはますけれども、こちらのほうに発注者のほうから協議として投げ掛けさせてはいただいておはいますて、富士小学校跡地の施設の設計業務に係り除外された業務と追加された業務と並べさせてはいただきはますて、その作業を最終的に相殺させてはいただきたいという協議を投げ掛けさせてはいただいて、JV側のほうから了承いただいた業務打ち合わせ簿になりはます。

○野中宣明委員

1枚目の業務打ち合わせ簿を見る限り、今私がちょっと議論してはいた流れがこれだと思はいますよね。となると、当然これ日付が後付け、当然後からやっはたというよな、なんか休憩前そう言われてはいたのかと今認識してはいますんですけども。これは、どっちが先なんですか、まず企画政策課のほうでこれを処理したんですか。ちょっとそこら辺の説明をお願いしてはいいですか。

○地域政策課主査

流れとしましては、先に総務部のほうで体育館の改修のほうを決められはましたので、こちらの業務のほうから外しはますという流れで打ち合わせのほうは取らせてはいただいておはいます。

○野中宣明委員

これは判こ、上のほうの決裁印というか担当係、係長とかずつと書いてはいますけど、これ企画調整部長の古賀部長のお名前がないんですけれども、古賀部長はこれを御存じなかつたということなんですか。

○古賀地域振興部長

決裁としては、こういう業務打ち合わせ簿まで部長が全部、全課の分を見るというのは余

りないのかなと思います。この事業の内容、特に相殺、どういう業務がふえてどういう業務が減ったというのは口頭で聞いておりました。

○野中宣明委員

いや、業務上でそう言われるんですけど、これ大きな話ですよ。当然、課として部としてこうやっていた部分に変更になるということですから、こういったものというのは課長のほう——これ武富課長が一番最終の決裁者という形になるんですかね。課長のほうからはどういった報告があったんですか。口頭なんですか。部長のほうにこの内容についてはどういった報告があったんでしょうか。

○古賀地域振興部長

まず、ここの体育館の部分が外れるというのは、当時の畑瀬総務部長から私のほうに体育館を使っていいかというお願いがあっただけで、支障を来さなければいいですよということでお答えしていて、その後担当課同士で話をしていた、口頭で状況は聞いていました。年明けて1月5日に方針決裁をとられています、ここの体育館を改修していいかと。そのときには私も決裁者の1人として決裁をしておりますので、そこでやるというのは認識しておりました。

その後、1月15日に、ここは私は決裁していませんけれども、富士小体育館の改修工事というのは総務部内で決裁をとられています。そういったところも口頭では聞いておりましたので、どういう形で聞いたかは覚えておりませんが、口頭で報告は確かに受けております。

○野中宣明委員

総務部となると、財産活用課になってくるんですか。今の総務部というところは財産活用課の意味でいいんですか。先に総務部のほうでされていたと部長が今おっしゃられたんですけど、それは総務部のどこなんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

財産活用課が担当課です。

○野中宣明委員

財産活用課のどなたですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

基本的に財産活用課で起案をしていたのが私になりますので、私が窓口になるかと思いません。

○野中宣明委員

野田さんとあとどなたが話をされていたんですか。これ企画政策課と財産活用課とのやりとりがあって当然だと思うんですけど、どなたとされていたんですかこの話は。1枚目です。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

済みません。この1枚目の件にかかわるかどうかはいろいろ会議とか、経緯書の5ページの

2段目1月15日の打ち合わせ、市役所内コールセンター、ここに大野は入っていました。ちょっと私は入っていないんですけど、こういうところで話をしていたものと思います。

済みません、ここがちょっと私は入っていないんですけども、ちょっと会議とかではなかったんですけど、担当者は桂主査とかとは話をしていたものと思います。

済みません、ちょっと記憶で不確かなので、これぐらいしか言えないんですけど。

○山下伸二委員長

1月5日に方針決定の決裁が出ていますので、これを受けたらすぐやっぱり外すというふうな方針決定しなくちゃならないというのはわかるんですよ。だから、そのやりとりを方針決定の起案文だけでされたのか、その後いろんな打ち合わせをされたのか、そこら辺のところだと思うんですけども。どなたがどなたと打ち合わせをされてこの文書が出てきたんですかということですよ。記憶がございますか。

じゃあ、ちょっと桂さんをお願いします。1月5日に方針決定の起案書が回ってきていますよね。ここに桂さんも承認者に入られていますので、これ方針としてされたんだなっかってわかりますよね。これを受けて、この業務打ち合わせを行ってオープン・エー側にこの分は企画調整部としては外すということを伝えなきゃいけないということでこれを作られたということだと思うんですけども、その間に1月5日に起案書が回るまでに起案書が回った後に、1月15日にこういったもの出されるまでに、何か財産活用課のどなたかと打ち合わせをされましたかという質問だと思うんですけど。

○地域政策課主査

特にこのことに限った打ち合わせというか、もちろん工事の中身とかそういったところは別にしてですけども、体育館を外す外さないというところに視点を置いた話し合いというのはしていないと思います。

○山下伸二委員長

一連の業務の流れの中で、これをしとかなないとオープン・エー側にもちゃんと後で説明ができないので、これは担当としてこれを出しとかなきゃいけないということで判断をされて出したということですね。

○地域政策課主査

さようございます。

○千綿委員

企画調整部がやっているJVとの契約書なんですけど、すみません、資料請求していないんですが、ちょっと今45ページを見ているんですけど、これ耐震設計の設計業務委託約款です。大まか、大体内容似てるのかなと思うんで、ちょっと確認なんですけど、2条と7条がJVとの契約の中に入っているかどうかだけちょっとお尋ねしたいんですが。46ページの2条と7条が、例えば企画調整部のほうで、JVと今基本設計の契約書を結ばれていると思うんですが、それが大体似たようなものだと思うんで、入っているかどうかだけをちょっと確認を

させていただきたいと思います。

○山下伸二委員長

本体工事の……

○千綿委員

企画政策課のほうがJVと基本設計を契約されていますよね。委託契約書の約款の中に、この2条と7条が入っているかどうかを1回ちょっと確認させていただいて質問をしたいと。今回の設計委託のときに必要になるので、その確認をしとくということです。

○百崎地域振興部副部長兼地域政策課長

契約書の方が今事務室内にありますので、ちょっと戻って確認させていただく形でよろしいでしょうか。

○千綿委員

済みません、何を言いたいかというと、要は、指示及び協議の書面主義、第2条、この約款に定める指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答及び解除は書面により行わなければならないということを契約書にうたっています。先ほど財産活用課、これは耐震なので、財産活用課の中で、メモがないとかいう部分とか、いろいろ口頭発注とかあるじゃないですか。これ、契約書に違反しているわけですよね。それをどう思われるのかをちょっと答弁をお願いしたいと思います。

補足なんですけど、今まで口頭発注しましたとかいう答弁じゃないですか。でも約款には書面で行わなければならないと、契約書になっているじゃないですか。契約書に違反しているんです、あなたたち。わかりますか。口頭発注とか、書面でないといけないと書いてあるじゃないですか。

○山下伸二委員長

これはどの工事の分ですか。耐震工事の分ですか。耐震の分ですね。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

口頭発注については、もう事前に口でお願いしたということで、書面を交わしてないということで、不適切な事務処理だったと思っております。

○山下伸二委員長

一番最初に説明があったところだと思います。一番最初に口頭での、それも不適切だったと認識されているということです。

○千綿委員

それで、ちょっと次に確認していただきたいんですが、企画政策課の桂さんに聞きたいのは、経験不足で、その一部再委託承認申請ですかね、取ってないと言われましたけど、契約書に同じような条文があれば、それは経験とかそういうものじゃないですよね。契約書ですから、契約書に沿ってやられてないということになるわけですよ。わかりますか、僕が言いたいのは、説明されたじゃないですか、経験不足で再委託の申請書を提出してない。それで、

先ほど言われました J V に対して、いつ言ったかわからないと。書面で残さなければならぬ
いってなっているじゃないですか、よっぽどのがない限り。それは、契約約款に違反し
てるといことになりませんか、もしあるとすれば。J V と契約書に同じような条文が入っ
ていたとすれば、桂さんが言われていた経験がないとか、そういうのは理由にならないわけ
ですよ。約款に書いてあるからやらなきゃいけないことじゃないですか。だから、その見解
を求めたい。確認をされてからで結構です。

それと済みません、確認を待ってる間にちょっと、先ほど出していただいた資料なんです
が、業務打ち合わせ簿の中でことしの 9 月 7 日、済みません、私の思い込みなのかわかりま
せんが、それは指摘していただきたいと思いますが、耐震判定委員会省略分が 33 万 8,000
円、体育館除外の分が 163 万 1,000 円。もしこれが耐震の部分のやつを体育館の部分だけ除
外した金額ということになれば、石橋建築事務所に発注している 288 万円と合わないん
ですよ。そこまで、そこまで入れたやつを、除外したとすればですよ。僕の感覚が間違っ
ていれば言うていただければと思います。言うていることはわかりますか。要するに体育館
だけ除外しましたよと。こっちで発注したのは 288 万ですよ。これは企画調整部のほうで J V
との減額したのが 38 万 8,000 円と 163 万 1,000 円。もしこれが体育館だけの耐震を除外
したのであれば 200 万ぐらいにしかならないじゃないですか。あとの 88 万というのが合
わないんですけどってことです。

○鶴環境部副理事

石橋建築事務所に発注したのはその部分プラス工事の監理を合わせて発注させていただ
いていますので、その合計よりは多くなるのが自然かと思います。

○百崎地域振興部副部長兼地域政策課長

今ちょっと事務室のほうに電話しましたが、職員が今出てしまっておりまして、誰もお
らず、ちょっと確認がとれておりません。申しわけございません。

○千綿委員

桂さんは、契約書お読みになっているでしょう、約款、当然。入っているかどうかの記憶
ありませんか。

○地域政策課主査

済みません、ちょっと書面を確認させてください。

○千綿委員

課長は。

○武富企画政策課長

私も同様に確認をさせていただきたいと思います。

○山下伸二委員長

記憶はないということです。

○重松委員

ちょっと確認しておられる間に、1つ気になるのが、耐震の成果品ですね。これ成果物は工事が完了した成果として完成した書類を提出するということになっていますけれども、これは工事の終わった後、石橋建築事務所から出されたのが10月ですよ。9月定例会の総務委員会で9月の末ごろですかね、この問題が出ているわけなんです。その後に改めて市側から石橋建築事務所に請求されたのか、誰が石橋建築事務所の誰に請求されたのか、いつしたのか、そこら辺ちょっとわかりますか。成果品の請求。

○財産活用課施設営繕係長

石橋建築事務所への成果品の請求に関しては、何回かした記憶はございます。一番最後にやったと思われるのが、9月中ごろではなかったかと思っております。それで誰にしたのかということなんですが、私自身は石橋建築設計事務所の今村氏のほうに連絡をさせていただいた次第です。

○重松委員

要するに、この要領図が手に入ったからこの成果物はもうどうでもいいと、いつでもいいという考えだったんですか、ちょっとそこら辺を。

○鶴環境部副理事

3月26日に検査を行いまして、そのときにちょっと結果報告書が手書きとかでしたので、きちんと整理したものを早急に出すようにということで指示はしておりましたが、その後私が異動したので、その後の確認を怠っていたのは不適切でしたけれども、その時点でそれでいいと思っていたわけではございません。

○重松委員

普通、工事が完成した後に、すべてが完成した後に、支払いなんか竣工払いと言いますかね、これが普通でしょう。ところがまだ成果物が提出されていないのに、もう支払いされていると、これ出来高払と一緒に思うんですけれども。何ですべてが揃った後で支払いしなかったんですか。出来高払みたいなものでしょう。

○鶴環境部副理事

一部手書きできれいに整ってはいなかったんですけれども、計算書や補強の内容等は成果品と内容的には全く同じもので、きれいなものを出してくれというふうには申しましたけれども、内容的には十分報告書の内容が整っておりましたので、それで検査いたしました。

○重松委員

それ、ちょっと見せてもらえますかね。手書きのやつを。

(執行部が書類を見せる。)

これ鉛筆書きですよ、走り書きみたいな。これでわかるわけですか。これは成果品と変わらないですかこれ、鉛筆書きですけど。工事が完成してから正式に出すんでしょう、成果物というのは。これ走り書きじゃないですか、鉛筆での。これでわかるわけですね。

○山下伸二委員長

先ほどの説明の中で成果物の中の97ページとかでしたか、その部分の計算式が手書きになっているというのですよね。その分でちゃんと確認できましたかという御質問だと思いますけれども。

○鶴環境部副理事

担当の今村氏から説明を受けながら、この数値の意味とかそういうものを確認して検査をいたしております。ただし、やはり手書きというのはちょっと余りにも——体裁は本当は問題ないんですけども、後から何年か経ってからまた確認をしたりするときこの状態ではいけないので、きちんとしたもの出せということはその場で要求をしております。

○重松委員

そのとき要求してから最終的に出されたのは10月でしょう。何日ですか10月の。何カ月経っているんですか。

○山下伸二委員長

質問は。

○重松委員

何カ月くらい経っているのかなど。

○山下伸二委員長

何カ月経っていますかということですが、3月に検査をされているんでしょう。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

7カ月経過しております。

○重松委員

その間に再度請求はしなかったんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

大野のほうから何度か請求はさせていただいて、最終的には9月の中旬ぐらいにさせていただいたのが……まあ何回かさせていただいております。

○重松委員

どう考えても要領図が手に入ったから、もうあとは、成果物はいつでもいいよと、そうしかとれないんですよね、このやり方は。いい加減過ぎますよね。そしてもう出来高払で払っているようなものです。すべて完成してからでしょう。成果物が出てから支払うのが普通でしょう。どうなんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

委員のおっしゃるとおりこの業務について支払いを成果物が出されていないにもかかわらず、検査はいたしておりますけれども、この確認をせずに支払ったことについては、不適切な事務処理だったと思っております。申しわけございません。

○山下伸二委員長

この点については不適切だと認められています。これは大変大きな問題だと思いますので、

これは総務委員会の所管事務調査の中でポイントとしていきたいと思っておりますので。

○野中宣明委員

ちょっと教えていただきたいんですけど、確認ですけど、地方自治法では工事、その年度、平成29年度の工事になっていますけども、成果品の提出をしなければならないというのは地方自治法ではどうなっていますか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

地方自治法というか、契約書の中で期限が切られておりますので、その日までというのが契約書に基づくものが一番大きいかなと思っております。

○野中宣明委員

その日付とはいつですか。

○山下伸二委員長

契約書の日付とはいつまでですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

3月26日だったと。

○野中宣明委員

ということは、結論的にこれは何と言ったらいいんですかね。もう、話にならないということですかね。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

検査は26日に手書きの分で今出した分で検査は行ってございまして、その分でその当時は承認をしたということになるんですけども、おっしゃるとおりこの成果物2部提出というのが契約書上も約款のほうにもうたわっていますので、そこがされていなかったというのは不適切な処理だったと思っております。

○山下伸二委員長

よろしいでしょうか。私たちがこの計算式を見て正しいかどうかと判断ができるかどうかは別なんですけれども、正式なこの成果物が出る前に手書きというのがありました。実際に今提出をさせていただいているこの耐震の資料のどの部分が手書きで、手書きであった部分のコピーをあとで資料としていただけますか。

こちらのページ、例えば百何十ページの分の手書きはこれですということで、あとで、今お手元に今重松委員が確認された手書きがありましたよね。それを確認すれば、この今出させていただいている耐震の成果物のどの部分を手書きで確認されたのかというのがわかると思っておりますので。きょうじゃなくていいです。

○野中宣明委員

検査についてももう少し教えていただきたいんですけども、通常図面がないというか、関係する書類がほとんど不足している中で検査されているんですけども、一般的にこういうことをやっているんですか、ほかの工事でも。これは渡邊課長、お尋ねしていいですか。

○渡邊建築住宅課長

通常、入札行為を行って手続きをした検査につきましては、契約監理課のほうで検査を行っております。

○野中宣明委員

ではなくて、こういう書類等の不備がある中で検査が行われているんですけども、こういう検査というのは通常ほかの工事でもやっているんですか。

○縦木契約監理課長

契約監理課です。

基本的には発注者が求める書類というのがすべて提出されて、それが内容にちゃんと合致しているかというところで検査いたしますので、書類の不備があった場合はもう検査を行いません。

○野中宣明委員

書類の不備があった場合は検査を行わないということですけども、今回の場合はどう見たらいいんですか。書類の不備があっていると思うんですけど。でも検査はもう完了されているんですけど。

○鶴環境部副理事

確かに手書きではございますけれども、内容的には不足はないとそのとき判断いたしました。

○野中宣明委員

いや、私もすいません手書きは見ていないんですけども、書類に不備があるんでしょう。揃っているんですか全部、検査のときに。

○山下伸二委員長

すみません、私の認識では揃っているだけけれども、本来打ち込むべきやつが手書きだったので、それは適正じゃなかったんじゃないかということで後で差しかえを、手書きの分を正式に差しかえで出てきたのが10月3日でしたか……

（「図面はないじゃない。」と呼ぶ者あり）

それ以外の図面はなかったんですか。

○鶴環境部副理事

要領図については、メールで送られてきたのをプリントアウトして確認しています。

○野中宣明委員

これ、さきの議論にあってたんですけども、大元の図面ないでしょう。これ、耐震、ありますか。図面がきちっと揃っているんですかと聞いているんですよ。揃っている揃っていると言われるんですけども。書類が全部揃っているんですか、そもそも。検査はやっているんですけど。

○山下伸二委員長

体育館の図面がないということね。

(「ないのにどうやって検査しているだろうかねって。」呼ぶ者あり)

○鶴環境部副理事

大元の図面というのは、当初の建設のときの体育館の図面のことをおっしゃっているかと思いますが、今回は外観等の調査とそれから耐震の診断計算、それから補強計画、もともとのには入っていなかったと思いますが、工事の監理業務、それを発注しておりますので、その分の報告書につきましては、一部手書きで体裁が非常に悪かったですけれども揃ってはありました。

○野中宣明委員

耐震の図面は出されているんですけど、これは何ですかね、正式名称でいくと要領図だけでしょう。ほかはないんでしょう。これで本当に通常できるんですか。この図面だけでできるんですか。

○鶴環境部副理事

建設会社に確認しておりますけれども、この要領図で耐震の補強ができるということでございます。

○山下伸二委員長

その要領図でできるかどうか皆さん納得されるかどうかはあれですけど、それでできるということで、工事が終わった後にこの成果物が出てきて、一部手書きであったけれども、それをもとに完了の確認はしているということだというふうに思います。

○野中宣明委員

契約監理課にお聞きしますけれども、こういった手書きの書類というのは佐賀市の書類として認めていいんですか、認められるんですか。

○縦木契約監理課長

通常は保存年限というのがございますので、その保存年限に耐え得るものということであるならばそれは認められるのかなど。ただし、そこで鉛筆というということであるならば、修正とかが容易にされるということであるならば、それはよくないのではないかとこのように思います。

○山下伸二委員長

先ほどの手書きの分が重松委員が確認されたときは鉛筆書きだったということなんですけど、それ鉛筆書きでしたか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

はい、鉛筆書きです。

○野中宣明委員

となるとそれ完璧な資料じゃないじゃないですか。よくないことでしょう。さっきよくないということなんですけども、それで検査をして完了しましたということにならないんです

よう。違いますかね。

○鶴環境部副理事

内容的なのはさておいて、鉛筆書きではいつでも消しゴムで消して変えることができますので、それについては非常に不適切だということは当初から申し上げていると思いますけれども、その検査の時点で計算等はきちっと行われていたということで、すぐに差しかえできちんと修正できないものを出すようにという条件のもとで検査をさせていただきました。

○野中宣明委員

じゃあ、それが本当にこの7カ月経っているんですか。何でここまでかかっているんですか。何でそんなに遅くなったんですか。

○山下伸二委員長

なぜ遅くなったのか。

最後に大野係長が請求されたのが9月中旬頃とおっしゃいましたよね。なんとなくイメージ的にこの総務委員会で決算のやり直しをし出した頃かなと。恐らく手書きの部分があるので、ちゃんとしなくてはいけないと思って改めて強く要請されたと思うんですね。それまでに、3月の検査の時点でもうちゃんと後で出しとかかないといけないですよと、ここは鉛筆書きの分でちょっと大目に見ますのでということだったと思うんですけど、その後でしっかりと確実に成果物を出すように、もしくは本当は、検査をするときにこれではだめですと、改ざんできないようなデータでなければ、立会して検査できませんよと本来はすべきだったと思うんですよ。そこら辺が、なぜそうなったかということが今皆さん多分疑問なんですよ。やっぱり早くしなきゃいけないというそういう思いがあったんじゃないですか、その辺どうですか。どうですかね。本来書類がなければちゃんと書類を持ってきて、あと1日……ですよ。その辺どうですかね、やっぱりどうしても早く、3月いっぱいには工事しても検査もしなければならなかったと、そういうのがあったんじゃないですかね。

○鶴環境部副理事

確かに年度内に終わらせなければいけないという意識はあったと思います。

○山下伸二委員長

これも、そもそも3月いっぱいには終わらせなければならないというプレッシャーの中で起きたことだなというふうにわかると思います。ですから、この辺についても総務委員会の所管事務調査の報告事項としては、非常に大きなポイントになってくるかなというふうに思います。

まだそれ以外にありますよね。先ほどの約款の分ですね。

○地域振興課主査

先ほど契約書のほう確認をさせていただいたきましたところ、約款のほうの第2条と第7条のほうの規定はこちらの契約のほうにもございました。私の認識不足で、もっと早期に再委託承認の申請を出させるべきだったと思っております。

○千綿委員

いや、責めるつもりはありますが、正直、桂さん、要するにその経験がなかったという言い訳はないじゃないですか。だから、僕たちはここまで見ないということを想定されていたのかもしれませんが、本来コンプライアンスの問題で契約書とか守らなければいけない市役所の方々が契約書を守っていないということになるんですよ。それじゃあおかしいでしょうということを言いたいんですね。だから、やっぱり言いわけで見過ごしてしまいましたけどよくよく読んでみるとちゃんと指示は、普通であれば文書でやらなきゃいけないということを書いてあるんじゃないですか。

総務部長に1点お尋ねですが、契約書について職員が守らなかったという話になってきているわけですね。例えばどうされるのか、何かもし今の時点で——契約書を守られてないわけですよ。再委託契約書も5月に出ている。そのとき、出ていないじゃないですか。実際そういうさんなやり方でやられているわけですよ。契約書を守らないという、まず、契約書を守らないことで何か罰則とかあるんですか。

○池田総務部長

内部的な処分の項目の中に不適切な事務処理というところがあります。今回これに限らずほかでもたくさん出てきていると思います。個々人の処分についてはまたもっとずっと後にはなるかと思えますけれども、その中の一つの要素にはなるかと思えます。

○千綿委員

武富課長も同じく、取っていないという認識がないじゃないですか。あなたも同じようなことをされているわけですよ。課長たるもの、やはりある程度経験をして課長をされるわけでしょう。その認識を、やっぱり嘘やごまかしをなしにしてもらえませんか。そういうことを重々考えて発言をしていただきたいと思えます。

○野中宣明委員

参考にちょっと教えてください。さっき成果品のやりとりがあったんですけども、耐震はこうやって10月ごろ出てきてるんですけど、本体工事2,800万円の分、この工事の成果品であるんですか。これも今ないとかじゃないですよ。ちょっと参考に教えてください。

○山下伸二委員長

きょうは耐震ですけども、参考のために本体工事の成果品等がどういうふうになっているのか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

出されています。

○野中宣明委員

いつ出されていますか。日付は。

○山下伸二委員長

提出された日付は書かれていますか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

検査依頼が3月23日に出されておりますので、そのときに一緒に出されていたかと思いません。

○山下伸二委員長

出されていたかではなくて、出された日付が書いていないですかということです。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

すいません、その出された日付は書かれておりません。

○野中宣明委員

それは、本当に提出されたんですか、平成29年度内に。後から提出されて日付を合わせるとかそういうことじゃないんですか。

○鶴環境部副理事

工事の検査は現場の体育館で行いましたけれども、そのときに成果品と突合して検査をしていますので、出ていたのは間違いないです。

○野中宣明委員

竣工図もですかね。竣工図……

○鶴環境部副理事

竣工図のうち、消防設備の分がちょっと抜け落ちていましたので、それはすぐに出すようにということでその場で指示しました。

○野中宣明委員

抜け落ちていたっていうのは、それはまだ未完成ということの意味で捉えていいんですか。

○鶴環境部副理事

図面が漏れていただけです。工事は終わっていました。

○野中宣明委員

だから提出はどうなってますかって、日付は。まだ出されてないんですか。手元にあるんですか。いつ出されたんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

すいません、今ちょっと確認をとったんですけど、ちょっといつ出されたかの確認、この日だというのがちょっと覚えておりません。申しわけございません。

○野中宣明委員

いや、覚えてないんじゃないかと、その書類の日付がいつになってますか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

その書類の日付が記載されておりません。日付の記載がないです。

○野中宣明委員

契約監理課にお尋ねですけど、これ、いいんですかこれで。

○樺木契約監理課長

通常、検査依頼書というのが業者の方から工事発注課に届きます。そのときに、それと一緒に完成図書も来ますので、基本、それが提出された日ということになります。

○山下伸二委員長

本体工事にはちょっとまだ入っていませんので、もし必要であれば、本体工事に入る前に、成果品を全部印刷するとちょっと大変なので、要は耐震工事のように検査の確認申請書とかが上がっていて、そこに例えば鑑が付いているとか、そういうことが確認できれば、ちゃんと成果品が上がってきてるのもわかるんですけども。添付資料に日付が書いてないとなると、もういつ出て来たのかということは、こちらのほうでは確認がしようがないですよ。

○野中宣明委員

いや、これはちょっと資料を求めたいと思います。参考にちょっと私たちが先にいただきたい——議論は後からってことかちょっとわからないんですけども、ただ資料としては参考に手持ちに持っておきたいんで、竣工図の資料を出していただいてもよろしいですか。

○山下伸二委員長

どの分までいただきますか。成果品をすべてですか。本体工事の成果品。耐震の本体工事の61ページに監督検査確認申請書が建設業者から出されて、これに基づいて検査するわけですよ。そのときに成果品がないと本来はこれに基づく検査ができないわけなので、恐らくこれは出されて、これに建築業者から一連の資料が付いてくるはずなんですよ。

それが本当にこの検査をした日、例えばこれであれば、3月26日に出されたものかどうかの確認をしないと気が済まないというふうにおっしゃられてるんですね。それを出せますかということですよ。

○鶴環境部副理事

一般的には、図面それぞれに全部日付が入ってるわけではなくて、図面自体には日付がなく、閉じている状態の鑑に提出日とか検査依頼日とかが入っていますので、セットにしないといつ提出されたかっていうのは、わからないというか、図面自体の日付は入りませんので。

○山下伸二委員長

今の、耐震の資料を出していただいていますけども、この63ページの写真がありますよね、これはどこがつけてきた資料ですか。冊子が2つ写真でのってるやつ。これには日付はないんですけども、次のほうに、これは診断結果ですけども、平成30年3月とか書いてありませんよね。

(「図面じゃないですよ」と呼ぶ者あり)

図面ではないですね。図面にはそれぞれ日付があるでしょうから、これが一つのものとして出てきたという何かわかるものがありますかという、そういうものがあれば出してくださいということですよ。

(発言する者あり)

いや、出てきたとしても、日付がなければ確認できないでしょうと。日付は確認できますかというのを確認しています。

○鶴環境部副理事

検査依頼書の鑑にしか日付は入っていないと思います。通常図面は、CADとかからプリントアウトしますけれども、日付は通常入っていないことが多いと思います。

(発言する者あり)

○山下伸二委員長

いや、成果品はあるということです。

(発言する者あり)

竣工図はありますか。

○鶴環境部副理事

はい、竣工図はございますが、その竣工図に日付は入っていないということです。

○山下伸二委員長

じゃあ、ちょっと野中委員のところに持って行ってもらっていいですか。

今ちょっと皆さんに資料請求するかどうか、大変莫大な資料になりますので、時間もかかりますので、野中委員がそれを見て納得されるかどうか。野中委員が確認をしたいということです。ちょっと確認していただいてもいいですか。その間休憩をとりますので。40分から再開しますので、ちょっと申し訳ないですけど、野中委員その間に確認していただいてもよろしいですか。40分から再開します。

◎午後4時23分～午後4時40分 休憩

○山下伸二委員長

それでは総務委員会を再開いたします。

休憩前に本日の調査項目ではありませんが、本体工事の竣工図について、野中宣明委員から資料の請求があったわけですが、委員長のほうで、恐らく膨大な資料になるのかなと思って、野中宣明委員のほうに確認していただきましたけれども、資料としてどうしようか。

○野中宣明委員

ちょっと拝見させていただきましたけれども、私も素人なんですけど、ただで一般にこれは竣工図じゃないんじゃないかっていう、私はそう判断したところであります。

関係書類等も——その竣工図はA3用紙で5枚ほどだったので、これはもう参考に、今の時点で資料請求をさせていただきたいと思っています。

○山下伸二委員長

資料を請求させていただきますので、これはすぐ出してください。きょうは本体の調査はしませんので、委員会終了でも構いませんので直ちに提出をお願いしたいというふうに思います。

○野中宣明委員

関連ですが、約款の300ページの中の46ページなんですけれども、第3条にも業務工程表の提出とか、いろいろこれ関連書類が、あっていると思うんですね。それが恐らく今、副課長の手元にあるのかなと思うんですけど、これ全部コピーをください、資料を提出してくださいと言っても、恐らく膨大な量になると思いますので、できたら委員会に預けていただけませんか、原本を。私たちが確認するときに確認しますので、委員長にお預けしていただいてもよろしいですか、原本を。

○山下伸二委員長

これは文書の取り扱い上、私が責任を持ってお預かりするということか、もしくはその議会事務局で責任持って預かっていただいて、委員長の許可のもとに、委員の皆様にご覧を許可するとかそういったことはできますかね。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

それでは委員長のほうにお預けいたすようにいたしますと思います。

○山下伸二委員長

私もそうなる議会控室に置くことになりますので、議会事務局のほうに、議会事務局のほうの担当は林田でございますので、林田の責任で議会事務局のほうにお預かりいたします。ご覧される場合は必ず私の許可をとってください。よろしいでしょうか。どれくらい――1週間くらいでいいですか預かるのは。あまり長く預かってあれでしょうから。2週間くらいですか。

○野中宣明委員

今後本体工事にいつ入るかわかんないので、ちょっと期限はすいません、わかりません。

○山下伸二委員長

ただ、こちらのほうも余り長く預かるのは責任もありますので、いつまでもというわけわけにはいきませんので、とりあえず2週間程度とさせていただいていいですか。延長の要求があれば、執行部のほうに要求いたしますので、12月14日までお預かりしますので、なるべくそれまでに、委員長の許可を得てご覧をしていただきますようお願いいたします。

○野中宣明委員

それと耐震設計もありますので、耐震設計も同時に同じ扱い方で預けていただくということをお願いしたいんですけども。

○山下伸二委員長

本体と耐震の分ですね。耐震の工事というのはどの部分ですかね。

(「完成品でしょう。」と呼ぶ者あり)

○財産活用課副課長兼財産活用係長

この分ですよね。この分は皆様にコピーしてお渡ししている分が……完成品を10月30日に出された分をコピーしてお渡ししているかと思います。

○野中宣明委員

それ以外に何か関係書類等がありますか。こっちに出してる以上のことは。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

手書きの書類のほうがあったと思うんですけども、あちらのほうを部分的に手書きの部分をコピーっていうふうな感じがよろしいでしょうか。

○山下伸二委員長

そしたら、今成果品としてきれいなもの、打たれたものを出されてるんだけど、それがもともと手書きの部分とちゃんと合っているかどうかということと、手書きのものがどういうものかというのを確認したいので、資料として出してくださいと言いましたけれども、それをわかるように付けてもらっていいですか、そこに。例えば、ホッチキスでとめるでもいいですけども、もともとこうでしたと旧と新でわかるように。わかりますか。途中で差し込むが難しいのであれば後ろのほうに手書きの分を入れて、これは原本の何ページの分の手書きの分ですと書いてもらえばわかると思いますので、そういう資料の出し方をしてもらえれば皆さんにコピーを出す必要がありませんので。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

分かりました。調整してみます。

○山下伸二委員長

それでは、耐震の分につきましては、手書きの部分がわかるように、資料を私どもがお預かりいたしますので。これも12月14日までお預かりしますので、委員長の許可を得て閲覧いただきますようお願いいたします。

野中委員よろしいですか。

○江頭委員

行きつ戻りつするみたいですけど、野田さん、大野さんに確認をお願いします。

というのは、12月21日に耐震の参考見積もり依頼を石橋建築事務所の今村氏に行っていますよね。そして、1月31日に、要はもうきちっと予算流用の起案が上がったから、発注したということで、これは新しい一番最新の時系列をずっと合わせてきちっと出されておりますけれども、31日に要するにきちっと予算流用の起案が下りたから見積もり依頼と。しかし、お二人が石橋建築事務所の今村氏に口頭にて業務の実施依頼となっていますけれども、お会いしてですか、それとも電話ですか。あなたたちが石橋建築事務所に行ったのか、今村氏が市役所に来たのか、その辺を具体的に教えていただけますか。

○財産活用課施設営繕係長

この日、野田副課長と私で財産活用課カウンターのところでお話をさせていただいております。

○江頭委員

それは今村氏が見えたんですね。

○財産活用課施設営繕係長

すいません、見積もりをいただいたときは営業の方をお願いをして、21日の参考見積もりは今村氏のほうをお願いしております。

○江頭委員

この日に発注したんでしょう。要するに随契ですので、今までの話の中でずっと聞いていたら、21日の打ち合わせに今村氏がおいでになって、これは石破設計事務所の今村氏じゃないんですね、この日は。今の言い方だと。

○財産活用課施設営繕係長

すいません、30日の見積もりとちょっと勘違いをしております、申しわけありません。31日の口頭発注の日ということですね。一応うちの課のほうで1回お話をして、今村氏のほうに来ていただいて、口頭発注をしています。市役所のほうでお話をしています。

○江頭委員

そのときに、もう要するにその時点で発注ということによろしいわけですね。見積もり依頼とは書いてますけど、業務の実施依頼ですので、そこでいいわけですね、今村氏にしたということ。

○財産活用課施設営繕係長

業務に取りかかってもらってよろしいでしょうかというお話をしています。

○重松委員

じゃあ、12月21日に参考見積もりをお願いして、1月31日に見積もり依頼ということですが、金額的にはどうですか、一緒ですか、これの金額は。工事金額、参考見積もりと見積もり依頼は。

○山下伸二委員長

どこの金額とどこの金額ですか。

○重松委員

12月21日に参考見積もりをお願いしてるじゃないですか。そして1月31日に今度は見積もり依頼となっていますね。参考見積もりと見積もり依頼とまずどう違うのか。そして金額的に、当然一緒だと思うんですけど。

○山下伸二委員長

先ほど説明があったと思うんですけども、もう一度資料を示して参考見積額と実施見積額を。資料を見てくださいね。先ほどの耐震工事のページを示して、もう一度説明をお願いします。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

耐震の二百何ページの厚いものなんですけれども、その12月21日に依頼した参考見積もりが7ページに302万4,000円、この金額で一番最初に見積書が出てきました。これが参考見積もりで、12月21日依頼の分です。この日にもう1回実施見積もりということで、本当にや

ったら幾らですかということで、また依頼をいたしました。その分が15ページになります見積書、287万7,120円、この見積書が出ています。

○重松委員

まず12月21日に依頼して、そのときに302万4,000円、同じくその日に実施見積もり、もうこの日に、21日にお願いされたんですかね。

○山下伸二委員長

重松委員、それは先ほどここでずっとやりとりをされていて、参考見積もりは、あくまでも参考なので、実際やったらどうかっていうのは、少しお安くしてくれますよねという思いはあったという、そういう先ほどのやりとりで明らかになっていると思いますので。

○江頭委員

渡邊課長にお聞きします。ちょっとこういうことってあるのかなっていうのが、要するに12月21日に石橋建築事務所の今村氏と参考見積もりでいろんな打ち合わせをしますよね。その後、設計変更が行われて発注をするような今回の事例っていうのは、ふだん一般的にあるんですか。耐震の設計変更は……あるかないかで、この一連の……。

○渡邊建築住宅課長

当初12月21日に打ち合わせをしまして、その時点ではどういうふうな補強計画をするのかというのはわかっていなかったと思います。それで、10日に発注する際は、図面を描いて、どういうふうな施行というか、補強をするのかっていうのを明確にして工事を発注いたしまして、工事を完了するという事になっておりまして、現地と若干違うところがあれば変更はございます。

○江頭委員

いや、私も素人だからわかりませんが、これは一般的に行われることなんですね。そういうふうに認識していいんですか。それとも非常にまれなことなのか。どちらかでいいです。

○渡邊建築住宅課長

耐震補強は、ある程度既存の建物を見るのが多くて、不測の事態もあるかと思えますけれども、大体図面どおりには施工は行われることが多いです。

○野中宣明委員

これは誰がアドバイスされたんですか、この12月21日に。このアドバイスは誰がされたんですか。

○山下伸二委員長

どんなアドバイスですか。

○渡邊建築住宅課長

この12月21日のアドバイスは、私がしております。それで、工事としてはそんなに複雑な工事ではないものですから、急ぐという話を聞いておりましたので、耐震補強を、こういうふうな仮定というか、こういうふうな部材を使って溶接して補強することで発注することは

可能じゃないだろうかということで、アドバイスをしております。

○野中宣明委員

契約監理課にお尋ねしますが、こういった最初から設計変更がわかっているような工事というのは発注するんですか。

○樫木契約監理課長

発注前に変更が決まっているというようなことは、基本はもう……そこまで含めて、通常、工事発注は行かないというふうに思っています。

○重松委員

例えば、予算なんかを作成する前に参考見積もりを取って予算立てをしたり、そして実際発注する際に本見積もりを立てるということで、参考のために、その参考見積もりを取るということはあるのかわからないけれども、そういうことはあるんですかね。例えば、耐震じゃなくて、普通予算立てするときに参考見積もりってというのは。

○山下伸二委員長

一般論としてということですか。どうでしょう、総務部長がいいですかね。一般論として参考見積もり……。

○重松委員

参考見積もりは取るんですかね。

○池田総務部長

私も事務屋なんですけれども、参考見積もりを取るっていうのはあります。

○重松委員

今回の場合は予算じゃないですよ。目の前にもう発注する計画があるわけですね。そこで参考見積もりを取るというのはありますか。予算立てのときはあるかもわかりませんが。初めてのケースですか。そこら辺をちょっと三島副部長。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

私も専門の技術職ではないのですが、案件によっては、例えば、いわゆる工事とかは歩掛りとか言われるものがあったりしますし、それにないものをどうしても工事ではないといけないといったようなときには、その業者のほうから見積もりをとったりと、それを参考にして設計価格のほうに反映させるといったことはあるんじゃないかなと思っております。

○重松委員

それは複数の場合でしょう。一般競争入札とかだったらわかりますけれども、1者ですよ。1者の場合はあるんですか。随契の1者。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

今回、1社随契というところが多分そもそもの疑念の発端になってるかと思います。例えば、参考見積もりを取って、その参考見積もりに対して佐賀市として、本当はこれぐらいじゃないとか、例えば、よく言われる9掛けとか、何かそんな形での設計というやり方

というのもあったのかもしれないなとは思いますが。

○重松委員

それはもう金額が見え見えじゃないですか。予算立てできないでしょう。だから、複数、例えば2者以上、随契の場合は。佐賀市の規約で決まっているでしょう。それをこじつけて特殊な場合等——特殊じゃなくて、契約上いろいろ何だったですかね、ちょっと忘れたけれども、そういう条件を出して——だから本来は、もう2者以上からやっぱり見積もりをとるとというふうになっているじゃないですか、佐賀市の財務規則上。それを怠っているからこういうふうになるんですよ。1者を入れて……苦しい弁明にしなければならないでしょう。

○山下伸二委員長

いや、もう弁明というよりも、もうずっとそういうふうにして1者でやってきたということが事実で、それを私たちがいやそうではなく、今後こうしなければならないんだという提言にそこら辺は反映していく必要があれば反映をしていきますので。そこは何度聞いても同じことだと思いますので。

○川原田委員

ちょっと先ほどのやつに戻りますけれども、11月21日のこの米印の部分なんですけれども、何度読んでも理解がちょっと……

○山下伸二委員長

12月21日ですね。3ページですね。

○川原田委員

はい、時系列の。ちょっと読み上げますけれども、「体育館の全ての柱と天井の鉄骨を「方杖」で繋ぐ工法で設計し、耐震の構造検討後に工法や設置箇所を設計変更することで、工事は可能かもしれない」と。まず、ちょっとこんなことが通るのかなという部分と、これもやはりどうしても急がないといけないから、やむを得ずこういうふうな形でゴーサイン出すかということなんですかね。お答えをお願いします。

○鶴環境部副理事

まずは机上でこの方杖でこのくらい補強の鉄骨入れた場合を仮定しまして、その内容を耐震診断するソフトで解析をして、それが満たしているかどうかで、満たしていなければ、さらに鉄骨をふやすとか太くするとか、そういう意味の内容になっていると思います。

○川原田委員

要するに後から設計変更しますよということじゃないですか。違いますか。

○鶴環境部副理事

はい、検討の仕方の仮定を課長が説明しているものと理解しています。仮にこういうふうには補強したら足りるかどうかという仮定を1回つくって、それをソフトに入れて、それが基準を満たすかどうかを解析して、これがオーケーであれば——何度もする場合はまたもう少し補足して、それでオーケーかどうかとか、何回かすると思いますけれども、そういう意

味でのアドバイスです。

○川原田委員

それでは今までこういうふうな形で進めたことはありますか。

○山下伸二委員長

恐らくこれはいろんな計算ですから、耐震に限って設計を、いろんな数字を入れなければならないので、設計変更するという事なんでしょうけれども、通常こういう市の施設で耐震工事をするときに、まずその設計方法を確定して設計変更すると、そういった手続をすることがあるのかどうかということなんですけれども。

○渡邊建築住宅課長

先ほどもお答えいたしましたけれども、まず図面を書いて、それで工事を発注いたしますので、こういう変更をありきで発注することはあまりございません。——いや、ございません。

○川原田委員

じゃあ、なぜ今回こういうふうになったのかなという説明をしていただけませんか。ちょっと私はちょっとわかりにくい。通常あり得ないというのが今の課長の答弁でしょう。どなたか分かる方で結構ですけど。やっぱり急がないといけなかったからですか。

○鶴環境部副理事

すいません、ここにある設計変更という言葉は、でき上がった設計を変更するというわけではなくて、耐震の設計をする過程で仮に設計したものが基準を満たしているかどうかを確認して満たしていないようであれば、さらに変更して再度計算をし直すと、そういう意味での設計変更でありまして、実際に完成した設計を初めから変更ありきで出しているという意味ではございません。

○山下伸二委員長

設計を確定させる過程のことを話されているんですよね。ちょっと書き方が混同されるかなと。変更ありきで発注したんじゃないかというふうに捉えられるということなんですよね。

○鶴環境部副理事

表現の仕方、言葉の使い方が不適切だったかと思えますけれども、これは設計をする過程で、正しくは数値を変更したりとか、そういう意味で書いています。

○野中宣明委員

通常こういう会話がでてくるということは、これは3カ月でやること自体が無理があったということじゃないんですか。

○鶴環境部副理事

工期的にはかなり厳しいとふうには思っておりました。

○野中宣明委員

一般的で結構なんですけど、これぐらいの規模で大体どれくらいかかりますか、通常の工

事であれば。設計して入札かけて工事までなるとなると。一般的で結構です。

○山下伸二委員長

おおよそで結構です。

(「1年ぐらいかかるだろう、これ。」と呼ぶ者あり)

○樺木契約監理課長

ちょっと設計の時間というのがよく自分ではわからないんですけど、一般的に入札ということになりますと、こちらが金額的には指名競争入札ということになりますので、設計書が契約監理課のほうに回ってきましたら、2週間ほどで入札ということになります。

○山下伸二委員長

2週間ほどだそうです。入札まではですね。ただ、言われてるとおり、意思決定とか方針決定してから余りにも短い間に工事が行われているということは、その間に、後から検証すれば、やはりいろんな指摘をすべき事務的な部分があるということについては、委員の皆様も十分おわかりだというふうに思います。

ほかに何かございませんか。——よろしいですかね。

それでは、まだ耐震も資料を預かって見ていただくんですけども、本日、耐震にかかわることについて調査をいたしましたので、この件については一旦、本日はこれで閉めさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい。」と呼ぶ者あり)

それでは執行部の皆様お疲れさまでした。執行部の皆様につきましては退出いただいて結構でございます。

◎執行部退出

○山下伸二委員長

それでは、これから本日の質疑を受けての皆様の所見について委員間討議を行いたいと思いますので、御自由に御発言をいただければというふうに思います。

先ほど言いましたように、やはり短期間でやらなければいけないという前提の中で、非常に不適切な事務処理や意思決定の仕方がなされていることについては、もう皆さんも指摘として上げなければならないということは十分共通認識として持っていると思いますけれども、こういったことを提言として上げた方がいいんじゃないとか、その辺について御発言があればぜひいただきたいと思います。

○千綿委員

契約書の約款とかにも、結果的に当初の答弁は経験がなかったからとか言われていますが、実は発注者側の契約の約款の中に書いてあるにもかかわらず、それを実行してないということが大きな問題だと思います。ですから、やっぱり契約書は守るのが当たり前だし、当然業者ももちろん守っていただくわけですから、それが市役所のほうで守られていないというのは問題だと思いますので、そのチェック体制がまずできてないというふうに感じました。

○山下伸二委員長

千綿委員が最初から言われていた職員の業務を進めていく上での倫理、法に基づいてきちんと業務を進めていくという、そこら辺の認識が欠けていたんじゃないかということと、担当者が欠けていたにしてもそれをちゃんとチェックする体制もできていなかったと、そういうことですね。

○江頭委員

何だかんだ言っても、例えばこれだけの短期間にこういう、ましてや上からの指示ですので、誰もそれに対する反発というのは、それはできないと思うんですよね。そういう無理があるから、そういう契約的な部分もきちとした部分ができない形でやるから——もうこれは何でもそうですよね、今回の一連のあれは。要は職員たちの知識不足だとか、例えば倫理の問題といっても、結局上司の指示でこれだけ期間が限られた中での多分指示だったという、無理があった中での一連の行為だというふうに私は思っています。

それで、どういう項目で上げてても多分そういうのに帰結するのかなというのは、きょうまた——この前の起案のときもそうだったんですけど、きょうも感じたというのが1点。

そして時系列も、私は、実は業者の菰田建設も石橋建築事務所も被害者だという感覚でいます。職員の皆さんも非常に大変な部分があるなという部分が——というのは正直、今村氏にもお会いしました。そのときに発注を誰がしたかというと、その発注した人間、市側と石橋建築事務所で、いつ、どこできちっと発注というのができたかというのが最初あいまいだったんですよね、それがきれいに時系列になると出てくるんですよね。だから、そういうのが後々でみんなつくられていったものというのが見えるなというのがあるし、契約にしてもそうです。後出しではなかったかという、この時系列では全部そうなんですけどね。見積書も時系列にきれいにできてるんですけど、そういう部分で非常に疑義があるというのが質疑をされていて思いますね。

○山下伸二委員長

そこも、そもそも論から言うとこの短い間に工事をしてるからなんですよね。だから、そういう意味でいくと確かに、そのあとにやっぱり明らかになったときに議会に対する説明責任をきちんと果たそうとしなかったということも一つの大きな執行側への提言にはなるのかなというふうに思います。

○江頭委員

すべて9月に始まった、9月定例会の中での決算審議で始まったところから作り出した資料です。だから、それがもう見え隠れして非常に不信感が募るといっているのをきょうまた改めて思ったというのが感想です。

○重松委員

やはり成果物、これはやっぱり工事が完全に完成した後に成果物として文書を提出するんですけれども、工事が終わった後にですね。そして、それに基づいて耐震の委託業務の工事

検査、そのときにはそういった成果物、ちゃんとした成果物がなくて鉛筆書きの一部図面が出てきたと、これでやったと。そんなことが許されるものかと思いますよね。

そして、支払いにしても出来高払はあるかもわかりません、途中で。しかし、成果物がまだ提出されていないのに、その成果物の提出まで兼ねた全額を支払っておるわけですよ。成果物がまだ出ていないので、この分は差し引いてやるんだったらいいですよ。それが出来高払だと思っんですよ。そこら辺もいかげん、とにかく要領図が手に入ればあとはどうでもいい。それも9月定例会の最終日ごろだったですかね、総務委員会の委員間討議の中でこの問題が出てきたわけです。それで、これは鉛筆書きじゃまずいということで、本当にうろたえて石橋建築事務所に連絡して正式なやつをお願いした。それがもう10月末ですよ。こういっただずさんなことで本当にもう疑義の念を抱くわけですね。だからここら辺はきちっとしてもらわないといけないと思います。

○山下伸二委員長

これまでの一連の業務の流れの中できちっとしたことがなされていなかった。成果物が出されていなかったということはないと思っんですね。完全な成果物ではないもので竣工検査を行ったということですので、出ていないということではないと思いますけれども、それでいいのかといえば、それはだめだということであれば、委員会としてきちっとしたものをもって検査してお金を払うということをするということですね、これはもう提言していくべきだというふうに思います。

○江頭委員

成果物に関しては、私ちょっと皆さんと考え方違うところがあって、確かに鉛筆の手書きというのは非常にまずい部分はありますけれども、要するに工事が終わって完了報告でもって成果品の整理がすぐ1カ月後の出納の年度の部分であり、急がれたのは事実だろうなと思います。私は正直この話はほかの事業に対してもどうだというと、やっぱり成果品の提出というのはそれぞれのケースがやっぱりあっているのも事実です。それをやっぱりきっちりやれという今度はかなりの問題に発展するのかなというようなところもあって、今回完全におかしい部分の提出であったならまだしも、それは後で調査してみないとわからないんですけど、最初に出た成果品の鉛筆書きはどのくらいあったかというのは精査しなくちゃわからないですけど、その辺を余り突き詰めると問題から外れるのかなと思います。

○山下伸二委員長

おっしゃるとおりであります。どこまで完璧に求めるかということなんですが、ただ流れを見てみると、あえて10月31日に改めて出し直してもらっているということを見ると、やはり今回の事業に当たってはよくないという判断で慌てて出させたんだろうという、そのところが見え隠れするので、入れるかどうかは別として最初に江頭委員言われるように全てをギチギチにきちっとしたものでなければならぬということまでは言えないかもしれませんが、10月31日になってしか出てきていないということについては、公文書の取り扱い

については提言の中にはなるのかなというふうに思いますけども、江頭委員の発言についても十分こちらのほうにメモをしておいて取りまとめの参考にさせていただきたいと思います。

○重松委員

やはり10月31日に提出したと、7カ月もありますから、その間何度か請求したとかいうけれども、7カ月もほったらかして、そのこと自体がおかしいと。

○山下伸二委員長

恐らく今回の件が問題になっていなければ、そのまま手書きのまま佐賀市役所のほうに保管されていたんだろうなということは十分想定できますので、そこら辺のところは提言に値するかどうかはまた皆さんと——所感としていただきましたので、あとで提言として入れるかどうかはまた委員間討議をさせていただきたいと思います。

ほかに何かございませんか。

○野中宣明委員

いろいろあったと思います。特に印象に残っているのは、口頭発注は行政としてはあり得ないということも言われていましたし、成果品については今重松委員が言われるようなこともありますし、また千綿委員のほうからは契約約款が守られていないんじゃないかというようなやりとりは非常に重要なことかなと思いました。また随契の1者見積もりというのも、これも少し通常あり得ないこともやっていますし、これはもろもろほかを上げたらきがないんですけれども、ただ、なぜそういうことが起きたかということ聞いてみますと、やはり工事そのものの期間に無理があったと、一番最後に出ていたんですけど。ただ、やっぱり設計変更も有り得るといような言葉が出ること自体があり得ないことなので、そういうことからいくとやっぱり工事期間に無理があったと。

じゃあ、この原因は何かというと、これははっきり言われたんですけど、今回急ぐように指示を出したのは当時の畑瀬総務部長であったと。じゃあ、この随意契約を最終決裁して、最終責任は誰にあるのかということは畑瀬総務部長にあるということ、もうはっきりきょう言われましたので、こういう流れかなときょうは思いました。

○富永委員

私もですけど、今回の同じ業務が例えば仮に正常の工期だったとしたらどうだったのかということで、今回、いろいろな不適切な職員のミスとか事務のミスが出てきましたけれども、その大もとにあるのは皆さんおっしゃっているように、工期の短さとやはり上からの圧力、プレッシャーがそもそもあって、それに加えての議会への説明をしていなかったということで、ちょっときょう南雲さんはいなかったんですけども、南雲さんのメールを見ていると議員さんへの説明はいつにしましょうかと、一応気にはかけてくださっているんですよ、2月の段階で。それが出ていたんだけど結果的にやらなかったということにも問題があるのかなと思います。

○山下伸二委員長

ぱっと見たところ南雲室長も正副議長への相談はどうでしょうかとか、それは公の前に、直前にしようとかそういったことはありましたので、議会への説明に関する思いは担当者の皆さんにはあったのかなというのはありますのでですね。

よろしいですか、きょうの所見についてなんですけども。

そうしましたら、きょうの先ほどいただきました所見につきましては今後取りまとめをしていくポイントというふうにさせていただきたいと思います。

今後の調査項目、この前板書しましたがでもペーパーに起こしましたので、特にあれ以降皆さんからこれを入れてほしいということで申し出が来ていませんけれども、きょうこの時点で何かないですか。

○川原田委員

きょうこれ、いただきましたよね、所管事務調査12、ざっと目を通したんですけども、この中でいろいろな聞きたいことがたくさん出てきているなというふうに思っています。ぜひこの辺を少し明確に答弁していただかないといけないところが私、出てきているなと思いますけれども、この分については、南雲さんが一、二日いらっしやらない、今週はいらっしやらないということだったですかね。

ということは、ちょっと、ここも入れ込んではっきりさせていただきたいなという思いがありますけれども。

○山下伸二委員長

わかりました。そう言われて見てみますと、一連の工事の経緯についてという調査項目がないんですね。一番大もとで今している経緯でありますよね。調査項目の中にやっぱり入れておいたほうがもう1回経緯に戻る場合があるので、経緯については調査項目として、ちょっと今ふと見たんですけども。

○江頭委員

これはやったから入れてなかったと。その後のことだったから。ただ入れとったほうがいいのか、やったという証拠になるんだったら入れておかなければ……。

○山下伸二委員長

手続上は、きょう皆さんにお諮りして、この内容で決定をしたという手続を委員会としてとらせていただきますので、一連の工事の経緯について、ちょっと言葉については正副委員長にお任せさせていただきたいと思いますが、これに一番上に入れさせていただければ、もう1回戻って調査するとかというときに、これもありますのでできますということもありますので、それはさせていただいた方がいいかなと思うんですけどいかがですか。

○江頭委員

今川原田委員が言われたように、このメールでまたその経緯に戻る形に——確定というのを何回も言われているけど、やっぱり戻る可能性があるから、私も次に予算流用に行く前に次回はまずこれをやって、予算に入るなら入るのがいいと思います。

○川原田委員長

今江頭委員も言われますように、例えばこればらばらとめくったんですけども、例えば、畑瀬部長の発言の中に「議員さんへの説明は会見の前ということでしたが、改めてタイミングを行うか、後ほど」、じゃあ、どこの議員さんなのか、どの議員さんなのか、この辺もはっきりしていかないと、地元の議員さんなのかそれとも畑瀬部長と精通した議員さんなのか、これわからんでしょうが。この辺ははっきりしていかないと、明確にしていかないと私はだめだなというふうに思うわけですね。

○山下伸二委員長

確かに、書類の中に正副議長というふうに書いてある分と、議員さんというふうに書いてある分の両方の表現があるんですね、その辺、お読み込みいただいて……

（「お願いします。」と呼ぶ者あり）

川原田委員、その辺の疑問が出てきていらっしゃる分については、また皆さんにお諮りいたしますけれども、まず調査項目についてはこれで本日決定……

（「はい」と呼ぶ者あり）

まず経緯についてというのを一番上に入れさせていただいて、本日のこの委員会で確認をしたということよろしいでしょうか。もちろん、新たに出てくればそれは追加をしていきますのでご了解をいただきたいと思います。

それで、今後の進め方ですけども、次の委員会なんですけど、きょう出されました11番、12番、この点について、これは経緯にかかわってくることであり、前回、まだ明らかになっていなかった部分ということで資料いただいていますので、次はこの件でよろしいでしょうか。もう1回経緯に戻って資料11番、12番、桂、南雲メモと一連のメール、この件について。それで、次いつにするかによって——順番はこの順番でいいですか。

（「はい。」と呼ぶ者あり）

職員倫理ですね、耐震設計とかいろいろしていますけれども、そういう中でいろいろな倫理が出てくるので、予算流用とか、そういう情報の共有とか、そこら辺のところをしていく中で明らかになってくるので、後にしたほうがいいのかないかなという感じがします。恐らくすべてのとこに出てきて倫理についてどうだったんだろうというふうに。

あと予算流用もですけども、本日耐震工事についてやりました、これは契約のあり方とか、本体工事についてはまだやっていません。本体工事を急がなくていいのか、予算流用を先がいいのかその辺が、予算流用してから工事の中身に入った方がいいのか、その辺はいかがですかね。もしかしたら予算流用と工事は一緒かもしれませんので、項目を一つにさせていただきますでもいいかなと。

そしたら、次回は、11番、12番の資料をして、時間があれば本体工事、下から2番目、契約等の事務処理とか本体について、この部分をさせていただいて、この中で予算の流用のあり方についても同時に調査させていただくと、そういうやり方でよろしいですか。

（「はい。」と呼ぶ者あり）

この順番はとりあえず仮としておいてください。

それで、次はいつしましょうか。

（「早いほうがいいです。早いほうが……」と呼ぶ者あり）

執行部側の桂さん、南雲さん、あと予算の関係で出席要請がありますので、月曜日でも構いませんが。

（発言する者あり）

月曜日朝9時からですか。朝9時からですね。

そうしましたら執行部のほうに9時からの出席要請をさせていただきます。9時からしますけれども、例えば10時からにしてほしいとかあるかもしれませんので、もしそういった変更があった場合には、あした散会後に委員の皆さんにお知らせをして招集の文書を出させていただきますということでよろしいでしょうか。

（「はい。」と呼ぶ者あり）

では予定としては来週の12月3日月曜日の9時ということで次回の委員会を開催させていただきます。

それでは、これをもって本日の委員会を終了します。お疲れさまでした。